

平成27年 9 月 4 日開会

平成27年 9 月 18日閉会

平成 27 年 三 宅 町 議 会 第 3 回 定 例 会 会 議 録

三 宅 町 議 会

平成 2 7 年 9 月 三宅町議会第 3 回定例会会議録目次

招集告示	1
会期日程表	2
第 1 号 (9月4日)	
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	3
職務のため会議に出席した者の役職氏名	3
議事日程	4
議長挨拶	6
町長挨拶	6
開会の宣告	6
議事日程の報告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
諸般の報告	7
選任第 4 号の上程、採決	8
認定第 1 号～認定第 6 号、議案第 5 2 号～議案第 6 4 号、承認第 1 0 号 ～承認第 1 2 号の上程、説明	9
同意第 5 号の上程、説明、質疑、採決	20
発委第 1 号及び発委第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
発議第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	23
発議第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	24
散会の宣告	25

第 2 号 (9月9日)

出席議員	27
欠席議員	27
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	27

職務のため会議に出席した者の役職氏名	27
議事日程	28
開議の宣告	29
議事日程の報告	29
認定第1号～認定第6号の決算審査特別委員会付託について	29
議案第52号～議案第64号、承認第10号～承認第12号までの総括 質疑、各委員会付託について	29
一般質問	32
松田晴光君	32
園田時廣君	34
辰巳光則君	40
池田年夫君	45
森田浩司君	50
森内哲也君	58
散会の宣告	64

第 3 号 （9月18日）

出席議員	67
欠席議員	67
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	67
職務のため会議に出席した者の役職氏名	67
議事日程	68
開議の宣告	69
議事日程の報告	70
特別委員長並びに常任委員長報告、質疑、討論、採決	70
追加議案の上程	87
議案第65号、第66号の上程、説明、質疑、討論、採決	88
承認第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	90
閉会中の継続審査について	91
町長挨拶	91

閉会の宣告.....93

署名議員.....95

三宅町告示第 79 号

平成 27 年 9 月三宅町議会第 3 回定例会を
次のとおり招集する

平成 27 年 8 月 20 日

三宅町長 志 野 孝 光

記

- 1. 招集日時 平成 27 年 9 月 4 日 金曜日
午 前 10 時 00 分 開 会
- 1. 招集場所 三宅町役場 3 階 議会議場

平成27年9月三宅町議会第3回定例会

会期日程表

平成27年9月 4日金曜日
平成27年9月18日金曜日
15日間

目次	月日曜日	開会時間	摘 要
第1日目	9月4日 金曜日	午前10時00分	定例会開会 (提案説明・諸報告)
第2日目	9月5日 土曜日		休 会
第3日目	9月6日 日曜日		休 会
第4日目	9月7日 月曜日		休 会
第5日目	9月8日 火曜日		休 会
第6日目	9月9日 水曜日	午前10時00分	定例会再開 (総括質疑・一般質問)
第7日目	9月10日 木曜日	午前10時00分	決算審査特別委員会 (一般会計)(特別会計) (歳入、歳出決算説明)
第8日目	9月11日 金曜日	午前10時00分	決算審査特別委員会 (一般会計)(特別会計) (歳入、歳出決算質疑)
第9日目	9月12日 土曜日		休 会
第10日目	9月13日 日曜日		休 会
第11日目	9月14日 月曜日		休 会
第12日目	9月15日 火曜日	午前 9時30分 午後 1時30分	総務建設委員会 福祉文教委員会
第13日目	9月16日 水曜日	午後 2時00分	式下中学校組合議会
第14日目	9月17日 木曜日		休 会
第15日目	9月18日 金曜日	午前10時00分	定例会再 会

平成27年9月三宅町議会第3回定例会〔第1号〕

招集の日時 平成27年9月4日金曜日午前10時00分開会

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

森 田 浩 司	森 内 哲 也	辰 巳 光 則
松 田 晴 光	衣 川 喜 憲	園 田 時 廣
植 村 ケイ子	川 口 靖 夫	池 田 年 夫
辰 巳 勝 秀		

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	志 野 孝 光	副 町 長	北 野 勝 也
教 育 長	土 江 義 仁	教 育 委 員 長	岡 本 佳 世 子
監 査 委 員	片 岡 嘉 夫	総 務 部 長	岡 橋 正 識
未来創造部長	江 蔵 潔 明	くらし創造部長	松 本 幹 彦
土木環境部長	東 浦 一 人	教育委員会事務局長	岡 本 豊 彦
会 計 管 理 者	乾 輝 男	幼 児 園 長	吉 井 五 十 鈴

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	山 田 恵 二	モニター室係	堀 川 佳 則
モニター室係	古 川 知 津		

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

5 番 議 員	衣 川 喜 憲	6 番 議 員	園 田 時 廣
---------	---------	---------	---------

平成27年9月三宅町議会第3回定例会〔第1号〕

議 事 日 程

平成27年9月 4日 金曜日

午 前 10時00分 開 会

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会 期 の 決 定 |
| 日程第3 | 諸 般 の 報 告 |
| | (1) 会計監査報告 |
| | (2) 健全化判断比率及び資金不足比率報告 |
| 日程第4 | 選任第4号 三宅町決算審査特別委員会委員の選任について |
| 日程第5 | 認定第1号 平成26年度三宅町一般会計決算認定について |
| 日程第6 | 認定第2号 平成26年度三宅町国民健康保険特別会計決算認定について |
| 日程第7 | 認定第3号 平成26年度三宅町後期高齢者医療特別会計決算認定について |
| 日程第8 | 認定第4号 平成26年度三宅町介護保険特別会計決算認定について |
| 日程第9 | 認定第5号 平成26年度三宅町公共下水道事業特別会計決算認定について |
| 日程第10 | 認定第6号 平成26年度三宅町水道事業会計決算認定について |
| 日程第11 | 議案第52号 平成27年度三宅町一般会計第7回補正予算について |
| 日程第12 | 議案第53号 平成27年度三宅町国民健康保険特別会計第1回補正予算について |
| 日程第13 | 議案第54号 平成27年度三宅町後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について |
| 日程第14 | 議案第55号 平成27年度三宅町介護保険特別会計第2回補正予算について |
| 日程第15 | 議案第56号 三宅町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第57号 三宅町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第58号 三宅町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第59号 三宅町立三宅幼稚園給食運営委員会設置条例の制定について |
| 日程第19 | 議案第60号 三宅町立三宅幼稚園通園バス運行業務検討委員会設置条例の制定について |
| 日程第20 | 議案第61号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一 |

部を改正する条例の制定について

- | | | |
|-------|----------|-------------------------------------|
| 日程第21 | 議案第62号 | 国保中央病院組合規約の一部を変更する規約の制定について |
| 日程第22 | 議案第63号 | 三宅町公共施設等整備基金条例の制定について |
| 日程第23 | 議案第64号 | 三宅町道路線の認定について |
| 日程第24 | 承認第10号 | (専決処分事項報告) 平成27年度三宅町一般会計第4回補正予算について |
| 日程第25 | 承認第11号 | (専決処分事項報告) 平成27年度三宅町一般会計第5回補正予算について |
| 日程第26 | 承認第12号 | (専決処分事項報告) 平成27年度三宅町一般会計第6回補正予算について |
| 日程第27 | 同意第5号 | 三宅町教育委員会委員の任命について |
| 日程第28 | 発委第1号 | 三宅町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について |
| 日程第29 | 発委第2号 | 三宅町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について |
| 日程第30 | 発議第6号 | ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書 |
| 日程第31 | 発議第7号 | 被爆70周年、核兵器廃絶を求める意見書 |
| 日程第32 | 一般質問について | |

◎議長挨拶

○議長（植村ケイ子君） 皆様おはようございます。定刻になりましたので開会させていただきます。

平成27年9月三宅町議会第3回定例会を招集されましたところ、議員各位におかれましては、公私ご多用の中ご出席を賜り、心から敬意を表する次第でございます。

本日、提案されております議案につきましては、平成26年度一般会計決算を初めとする認定6件、議案13件、承認3件、同意1件、議員発委2件、議員発議2件が提出されております。

議員各位におかれましては、円滑に議事が進められ、適正妥当な議決に達されますよう議事運営にご協力を賜り、慎重審議をお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

また、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするか電源をお切りいただきますようお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（植村ケイ子君） 開会に先立ち、志野町長より挨拶をいただきます。

志野町長。

○町長（志野孝光君） 議員の皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成27年9月三宅町議会第3回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ご多忙の中ご出席いただき、厚くお礼申し上げます。また、議員の皆様方には日頃より町政発展のためにご支援、ご協力を賜っておりますこと、重ねてお礼申し上げます。

本定例会にご提案いたしておりますのは、平成26年度一般会計決算案を初めとする決算認定6件、平成27年度一般会計補正予算を初めとする補正予算4件、条例の一部改正4件、条例の制定3件、規約の変更1件、三宅町道路線の認定1件、補正予算の専決処分事項報告3件、人事の同意案1件の計23件の重要案件をご提案申し上げますが、何とぞ慎重ご審議賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

◎開会の宣告

○議長（植村ケイ子君） ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。

よって、平成27年9月三宅町議会第3回定例会は成立しましたので開会し、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時01分)

◎議事日程の報告

○議長（植村ケイ子君） なお、本日の議事日程はお手元に配付しておりますとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（植村ケイ子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により5番議員、衣川喜憲君及び6番議員、園田時廣君の2人を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（植村ケイ子君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日9月4日より9月18日までの15日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日9月4日より9月18日までの15日間とすることに決定しました。

なお、会期中の会議につきましては、お手元に配付しましたとおりでありますので、ご了承願います。

◎諸般の報告

○議長（植村ケイ子君） 日程第3、諸般の報告に入ります。

片岡嘉夫監査委員より監査報告を求めます。

片岡監査委員。

○監査委員（片岡嘉夫君） 監査委員報告。

去る8月21日、園田時廣監査委員とともに平成27年度定期監査を実施いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

平成26年度三宅町一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算、平成27年度会計の状況、現金の出納保管、資金の運用等について検査を行い、関係書類及び各帳票類の提出を求め、関係者の説明を受け、厳正なる監査を行いましたが、地方自治法を初めとする関係法令に抵触するところもなく行われており、特に問題として指摘するところもなく、適正に実施されているものと認めましたので、ここにご報告申し上げます。

平成27年9月4日、監査委員 片岡嘉夫。

○議長（植村ケイ子君） 次に、岡橋総務部長より、健全化判断比率及び資金不足比率報告を求めます。

岡橋総務部長。

○総務部長（岡橋正識君） ただいま議長からご指示のございました健全化判断比率及び資金不足比率についてのご報告を申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成26年度決算指標を算定した報告書を作成し、議会に報告するものでございます。

お手元に配付しております財政健全化法に係る健全化判断比率報告について並びに公営企業会計に係る資金不足比率報告についてのとおり、実質赤字比率並びに連結実質赤字比率はなし、実質公債費比率は2.9%と、昨年度に比べ減少しております。

将来負担比率31.8%につきましては、昨年度に比べ増加しております。その要因は、奈良県広域消防組合と一部事務組合での地方債の将来負担額の増加と、平成26年度末退職者による退職手当組合への積立不足額の増加によるものであります。

また、公営企業会計における資金不足はなしであり、現在は健全段階にあることを報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（植村ケイ子君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎選任第4号の上程、採決

○議長（植村ケイ子君） 日程第4、選任第4号 三宅町決算審査特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

決算審査のため、決算審査特別委員会を委員会条例第5条第1項の規定により設置し、同条第2項の規定により、9名の委員と議長をオブザーバーとした議員全員を選任したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(植村ケイ子君) ご異議なしと認めます。

よって、議長及び委員9名をもって構成する決算審査特別委員会を設置することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の指名については、委員会条例第9条の規定はありますが、私のほうで指名をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(植村ケイ子君) ご異議なしと認めます。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の指名をさせていただくことといたします。

それでは、特別委員会委員長に園田時廣君、副委員長に森田浩司君を指名いたします。

◎認定第1号～認定第6号、議案第52号～議案第64号、承認第10号～承認第12号の上程、説明

○議長(植村ケイ子君) お諮りいたします。

日程第5、認定第1号 平成26年度三宅町一般会計決算認定についてより日程第27、同意第5号 三宅町教育委員会委員の任命についてまでは、既に招集通知とともに配付いたしておりますので、各位におかれましては熟読願っている関係上、この際議案の朗読を省略したいと思います。

なお、採決は起立をもって行います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(植村ケイ子君) 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

日程第5、認定第1号 平成26年度三宅町一般会計決算認定についてより日程第26、承認第12号 (専決処分事項報告) 平成27年度三宅町一般会計第6回補正予算についてまでの認定6件、議案13件、承認3件を一括上程いたしたいと思いますが、これにご異議ありません

か。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） ご異議なしと認め、一括上程いたします。

議案の朗読を省略し、志野町長より提案理由の説明を求めます。

志野町長。

○町長（志野孝光君） 本定例会に提出いたしました各議案について、その概要をご説明いたします。

まず、認定第1号 平成26年度三宅町一般会計決算認定並びに認定第2号から認定第5号までの各特別会計の決算認定及び認定第6号 三宅町水道事業会計決算認定については、先ほど報告がございました監査委員の審査を得ましたので、地方自治法第233条第3項及び公営企業法第30条第4項の規定に基づき、本定例会において認定を賜るべく提出いたしております。

なお、認定第1号から認定第5号までは、後ほど会計管理者が説明を申し上げます。

認定第6号 平成26年度三宅町水道事業会計決算認定については、収益勘定による収入額は1億9,454万9,444円、支出額は1億8,065万5,282円で、収支差引額は1,389万4,162円となっております。

また、資本勘定による収入額は373万6,800円、支出額は9,161万7,108円で、収支差引額は8,788万308円の収入不足となるため、当年度及び過年度分損益勘定留保資金で補填いたしております。

補正予算4件について説明いたします。

議案第52号 平成27年度三宅町一般会計第7回補正予算について、まず歳入から説明をいたします。

6ページをご覧ください。

款11分担金及び負担金、項2負担金、目1民生負担金では、養護老人ホーム入所措置に伴う徴収金として、負担金40万9,000円の増額補正を行っております。

款13国庫支出金、項1国庫負担金、目2民生負担金では、障害福祉サービスに係る障害児支援負担金262万4,000円の増額補正を行っております。

款14県支出金、項1県負担金、目2民生負担金においては、さきに説明いたしました障害福祉サービスに係る県費補助部分について、131万2,000円の増額補正を行っております。

同じく款14県支出金、項2県補助金、目1総務補助金では、「恋人の聖地・次なる事業」

が、活力あふれる市町村応援補助金に採択され、その交付決定に伴い476万2,000円の増額補正を行い、介護保険システムで3町1村、戸籍システムで1町2村がシステムを共同利用しクラウド化する事業が、奈良モデル推進補助金に採択され、その交付決定に伴い1,397万円の増額補正を行い、合わせて1,873万2,000円の増額補正を行っております。

7ページをご覧ください。

同じく款14県支出金、項2県補助金、目2民生補助金では、心身障害者医療費県費補助金の過年度交付金15万8,000円、重度心身障害者老人医療費県費補助金の過年度交付金15万4,000円、乳幼児医療費県費補助金の過年度交付金8万3,000円、合計39万5,000円の増額補正を行っております。

同じく款14県支出金、項2県補助金、目9教育補助金では、学校教育地産地消促進事業補助金9万9,000円の増額補正を行っております。

款18繰越金、項1繰越金、目1繰越金では、平成26年度決算による歳計余剰金繰越金1億8,954万6,000円の増額補正を行っております。

款19諸収入、項6雑入、目1雑入では、寺川左岸水路擁壁復旧補修に係る近畿農政局大和紀伊平野農業水利事業所からの負担分65万7,000円、公益財団法人奈良県緑化推進協会の緑の募金事業「花いっぱい推進事業」の交付決定に伴い、継続事業分2万円、新規事業分5万円の合わせて72万7,000円の増額を行い、全国市町村国際文化研修所における職員研修受講経費に係る奈良県市町村振興協会助成金10万5,000円の増額を行い、消防団員安全装備等助成金の決定通知に伴う11万3,000円の増額を行い、助成金の合計で94万5,000円の増額補正を行っております。

8ページをご覧ください。

款20町債、項1町債、目1総務費では、臨時財政対策債197万8,000円の増額を行っております。

続きまして、歳出の説明を行います。

9ページをご覧ください。

款1議会費、項1議会費、目1議会費では、人事異動に伴う人件費の調整のため、172万1,000円の減額補正を行っております。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費では、人事異動に伴う人件費の調整のため、給与、職員手当等、共済費まで差し引き50万4,000円の減額、全国市町村国際文化研修所で開催される研修参加に伴う職員旅費2万円、同研修への参加負担金10万5,000円の増額、公

用車の高速道路通行に伴う使用料 3 万円の増額により、目の合計で34万9,000円の減額補正を行っております。

同じく款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 3 財産管理費では、土地売り払い事業に係る看板等の備品購入費32万5,000円の増額を行い、公共施設等整備基金積立金 1 億8,000万円の増額を行う増額補正を行っております。

10ページをご覧ください。

同じく款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 4 企画費では、ふるさと三宅創生事業における絵本増刷に係る印刷製本費32万4,000円の増額補正を行っております。

款 2 総務費、項 3 戸籍住民基本台帳費、目 1 戸籍住民基本台帳費では、先ほど歳入で説明をいたしました戸籍システムのクラウド化事業に係る奈良モデル補助金の交付決定に伴い、その財源変更を行っております。

款 2 総務費、項 5 統計調査費、目 2 指定統計調査費では、国勢調査における予算執行上、それぞれ必要となる各節への振替調整を行っております。

11ページをご覧ください。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会総務費では、障害者支援事業において、通所審査手数料 1 万6,000円、地域活動支援センター負担金 7 万6,000円、三宅町社会福祉協議会への補助金16万5,000円、障害福祉サービスに係る扶助費524万8,000円、障害者自立支援事業に係る過年度補助金精算に伴う返還金148万2,000円の増額補正を行っております。

同じく款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 2 老人福祉費では、養護老人ホームへの入所措置に伴う扶助費231万1,000円の増額補正を行っております。

同じく款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 3 消費生活総務費では、消費生活相談室の平成27年度中の実施場所があざさ苑に確定したことに伴い、専用電話回線接続に係る通信運搬費 4 万2,000円の増額、当初予算に計上していたインターネット使用料14万1,000円の減額を行う補正予算を行っております。

同じく款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 7 後期高齢者医療費では、前年度市町村負担金の精算のため、負担金93万9,000円の増額補正を行っております。

同じく款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 8 臨時福祉給付金給付事業では、前年度事業における実績報告に伴う国庫補助金の返還金368万6,000円の増額補正を行っております。

款 3 民生費、項 2 児童福祉費、目 2 母子福祉費では、ひとり親家庭等医療費助成事業の助成金の返還金25万円の増額補正を行っております。

同じく款3民生費、項2児童福祉費、目6幼稚園費では、「花いっぱい推進事業」の交付決定に伴い、その財源変更を行っております。

12ページをご覧ください。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費では、あざさ苑浴場のフロアポンプの修繕料36万3,000円、母子保健事業に係る未熟児養育医療費国庫負担金の返還金12万6,000円の増額補正を行っております。

款7商工費、項1商工費、目1商工振興費では、「恋人の聖地・次なる事業」の活力あふれる市町村応援補助金交付決定に伴い、その財源変更を行っております。

款8土木費、目2道路橋梁費、目1道路維持費では、町道三宅2号線道路工事の工法変更により、工事影響調査の委託料90万6,000円を工事請負費に振り替える補正予算を行い、寺川左岸水路擁壁復旧補修に係る水利組合への負担金67万9,000円を増額する補正予算を行っております。

12ページ下段から13ページ上段をご覧ください。

款8土木費、項3都市計画費、目4下水道費では、人事異動に伴う人件費の調整により、臨時職員給料及び社会保険料を合わせて223万円の増額補正を行っております。

款9消防費、項1消防費、目3非常備消防費では、三宅町消防団安全装備品の購入に係る備品購入費11万3,000円の増額補正を行っております。

款10教育費、項2小学校費、目3学校給食費では、学校給食地産地消促進事業に係る補助金9万9,000円の増額補正を行っております。

款10教育費、項3中学校費、目1中学校費では、県立青翔中学校へ進学した児童の就学援助金に係る扶助費6万9,000円の増額補正を行っております。

款10教育費、項5社会教育費、目2公民館費では、伴堂公民館分館のシロアリ駆除のため、運営補助金14万8,000円の増額補正を行っております。

13ページ下段から14ページをご覧ください。

款14予備費、項1予備費、目1予備費におきましては、さきに説明いたしました補正予算の財源調整のため、1,956万円の増額補正を行ったものであります。

以上のことから、今回の補正予算額は、歳入歳出においてそれぞれ2億1,604万円の増額補正となり、予算総額を41億1,892万5,000円と定めるものであります。

議案第53号 平成27年度三宅町国民健康保険特別会計第1回補正予算について説明いたします。

5 ページをご覧ください。

歳入の款10繰入金、項2基金繰入金、目1基金繰入金では、前年度繰越金の額の確定により、国保基金繰入金1,437万3,000円の減額を行い、款11繰越金、項1繰越金、目1繰越金では、前年度繰越金の額の確定により4,669万円の増額補正を行っております。

6 ページをご覧ください。

歳出の款2保険給付費、項3移送費、目1一般被保険者移送費では、骨髓液輸送のための移送費の請求による負担金7,000円の増額を行い、款10諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金では、前年度医療給付等国庫負担金並びに退職者医療給付に係る返還金1,541万9,000円の増額補正を行っております。

款11予備費、項1予備費、目1予備費については、さきに説明をいたしました補正予算の財源調整のため、1,689万1,000円の増額補正を行ったものであります。

以上のことから、歳入歳出予算額に各々3,231万7,000円を増額し、予算総額を9億6,431万7,000円と定めるものであります。

議案第54号 平成27年度三宅町後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について説明いたします。

5 ページをご覧ください。

歳入の款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金では、前年度繰越金の額の確定により14万6,000円の増額補正を行っております。

6 ページをご覧ください。

歳出の款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金では、前年度保険料の広域連合への負担金14万6,000円の増額補正を行っております。

以上のことから、歳入歳出予算額に各々14万6,000円を増額し、予算総額を9,974万8,000円と定めるものであります。

議案第55号 平成27年度三宅町介護保険特別会計第2回補正予算について説明いたします。

5 ページをご覧ください。

歳入の款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金では、過年度分介護給付費国庫負担金10万9,000円の増額を行い、款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目2地域支援事業支援交付金では、過年度分地域支援事業交付金1,000円の増額を行い、款8諸収入、項1延滞金・加算金及び過料、目1延滞金では、延滞金1,000円の増額を行い、款9

繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金では、前年度繰越金の額の確定により130万6,000円の増額補正を行っております。

6 ページをご覧ください。

歳出の款 6 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 2 償還金では、前年度の実績報告に伴う国庫支出金等の返還金として142万9,000円の増額を行い、款 7 予備費、項 1 予備費、目 1 予備費において、歳入歳出の調整を行うため、1 万2,000円の減額補正を行っております。

以上のことから、歳入歳出予算額に各々141万7,000円を増額し、予算総額を 6 億8,641万7,000円と定めるものであります。

以上で、補正予算 4 件の概要説明を終わります。

続きまして、議案第56号 三宅町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（いわゆる番号法）の施行に伴い、平成27年10月から交付する個人番号の通知カード及び平成28年 1 月から申請に基づき交付する個人番号カードの紛失や破損による再交付の場合、実費相当額を徴収するため手数料に関する規定を追加し、住民基本台帳カードの交付終了に伴いその規定を削除するため、条例の一部を改正するべく提出いたしております。

議案第57号 三宅町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、さきの議案第56号と同じく番号法の施行に伴い、本町の個人情報保護条例についても、番号法において定義される特定個人情報が、本条例における個人情報の適用範囲となるよう規定の改正を行うことにより、本町が保有する特定個人情報の適正な取り扱いを確保するとともに、特定個人情報の利用の制限等に関する規定を追加し、情報提供等記録を含む特定個人情報に対する必要な保護措置を講ずるため、条例の一部を改正すべく提出いたしております。

議案第58号 三宅町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、介護保険法第132条の規定による普通徴収に係る保険料の延滞金の徴収に当たり、その利率及び端数計算等の取り扱いを地方税法に準じた規定とするため、条例の一部改正を行うべく提出いたしております。

議案第59号 三宅町立三宅幼児園給食運営委員会設置条例の制定については、三宅町立三宅幼児園における給食調理等業務をより効果的かつ効率的に実施するとともに、給食の安全性の確保及び食教育の充実を図るなど、将来にわたる給食のあり方を検討するため、地方自治法第138条の 4 に基づく附属機関として、三宅町立三宅幼児園給食運営委員会を設置する条例を制定すべく提出いたしております。

議案第60号 三宅町立三宅幼稚園通園バス運行業務検討委員会設置条例の制定については、三宅町立三宅幼稚園における通園バスの効果的な運用及び利便性の向上について、保護者の意見を集約するなど、将来にわたるバス送迎のあり方を検討するため、地方自治法第138条の4に基づく附属機関として、三宅町立三宅幼稚園通園バス運行業務検討委員会を設置する条例を制定すべく提出いたしております。

議案第61号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、先ほど説明申し上げました議案第59号 三宅町立三宅幼稚園給食運営委員会設置条例、議案第60号 三宅町立三宅幼稚園通園バス運行業務検討委員会設置条例に係る委員報酬について定めるため、条例の一部改正を行うべく提出いたしております。

議案第62号 国保中央病院組合規約の一部を変更する規約の制定については、国保中央病院組合の機動的運営を図るため、常勤の副管理者を新たに設置し、議会の議員の選出方法を構成町の議会に委任するとともに、経営協議会を新たに設置する規約の変更について、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

議案第63号 三宅町公共施設等整備基金条例の制定については、本町における公共施設等の将来にわたる整備に要する資金に充てることを目的に基金を新設するため、条例の制定を行うべく提出いたしております。

議案第64号 三宅町道路線の認定については、石見地区における住宅開発行為に係る道路寄附に伴い、道路法第8条第2項の規定に基づき、1路線を認定することについて議会の議決を求めるものでございます。

承認第10号 (専決処分事項報告) 平成27年度三宅町一般会計第4回補正予算に関する専決処分事項について説明いたします。

歳入から説明いたします。

4ページをご覧ください。

款20町債、項1町債、目5農林水産業債で、曾我川の農業水利施設である小柳井堰の修繕に係る財源確保のため、一般単独事業債210万円の増額補正を行っております。

歳出の説明をいたします。

5ページをご覧ください。

款3民生費、項1社会福祉費、目2老人福祉費の備品購入で、上但馬団地老人憩いの家においてエアコンが故障し、修理が不可能なため緊急に更新を行う必要が生じたことから、備品購入費20万2,000円の増額を行っております。

款6農林水産業費、項1農業費、目4農地費では、歳入で説明をいたしました小柳井堰について損傷が生じ、台風接近に伴い緊急に対応し修繕を行う必要が生じたため、需用費282万1,000円の増額を行っております。

款8土木費、項4まちづくり費、目2近鉄石見駅前周辺整備費では、事業の進捗により買収済みの家屋が解体されることに伴い、町に引き渡しを受ける土地の管理のため、仮囲いの設置や安全対策を至急に行う必要が生じたことから、需用費43万8,000円の増額、使用料及び賃借料162万円の増額、原材料費10万8,000円の増額、合わせて216万6,000円を増額し、公有財産購入費において216万6,000円を減額する予算の振り替えを行っております。

6ページをご覧ください。

款14予備費、項1予備費、目1予備費においては、さきに説明をいたしました補正予算の財源調整のため、92万3,000円の減額を行ったものであります。

このことにより、今回の補正額は歳入歳出にそれぞれ210万円を増額し、予算総額を39億288万5,000円と定める補正予算を行ったものであります。

承認第11号（専決処分事項報告）平成27年度三宅町一般会計第5回補正予算に関する専決処分事項について説明いたします。

2ページ下段、歳出をご覧ください。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費において、あざさ苑浴場の空調設備に緊急に修理の必要が生じたため、修繕料34万5,000円の増額を行っております。

款14予備費、項1予備費、目1予備費では、補正予算に係る財源調整のため、34万5,000円の減額を行っております。

このことにより、今回の補正額は歳出において既定の予算の範囲内で行っており、予算総額そのものの変動はございません。

承認第12号（専決処分事項報告）平成27年度三宅町一般会計第6回補正予算に関する専決処分事項について説明いたします。

2ページの下段をご覧ください。

款8土木費、項4まちづくり費、目2近鉄石見駅前周辺整備費において、用地買収計画における交渉の進捗により、至急に家屋等の移転補償契約の締結を行うため、公有財産購入費3,185万円を減額し、補償補填及び賠償金を3,185万円増額する予算の振り替えを行っております。

このことにより、今回の補正額は歳出において既定の予算の範囲内で行っており、予算総

額そのものの変動はございません。

以上が、本定例議会に提出いたしました決算認定6件、補正予算4件、条例の一部改正4件、条例の制定3件、規約の変更1件、三宅町道路線の認定1件、補正予算の専決処分事項報告3件の概要説明であります。

議員各位におかれましては、慎重審議を賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（植村ケイ子君） ただいま町長の説明は終わりましたので、引き続き乾会計管理者より説明を求めます。

乾会計管理者。

○会計管理者（乾 輝男君） 失礼します。それでは、認定第1号から認定第5号までの、平成26年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算について、その概要を順次ご説明申し上げます。

決算書の1ページ、決算一覧表をご覧ください。

まず初めに、認定第1号 平成26年度三宅町一般会計の決算につきましては、当初予算額31億5,700万円でありましたが、その後13回の補正予算により2億2,217万7,000円を増額し、これに前年度からの明許繰越額3,428万4,000円を加え、最終予算額は34億1,346万1,000円となりました。

これに対し、決算額は、歳入総額33億8,805万4,049円、歳出総額31億8,566万2,070円となり、歳入歳出予算額2億239万1,979円を平成27年度へ繰り越しを行いました。内訳といたしましては、次年度への繰越明許繰越金として、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業、地域消費喚起・生活支援型給付金事業、子ども・子育て支援事業検討会議、さらには近鉄石見駅周辺整備事業の一般財源分284万5,802円と、純繰越金1億9,954万6,177円であります。

なお、収入未済額は、町税分担金及び負担金等を合わせまして1,527万4,548円になります。

次に、認定第2号 平成26年度三宅町国民健康保険特別会計決算は、当初予算額8億7,866万6,000円でありましたが、その後2回の補正予算により2,844万3,000円を減額し、最終予算額は8億5,022万3,000円となりました。

これに対し、決算額は、歳入総額8億6,045万4,769円、歳出総額8億1,076万3,814円となり、歳入歳出差引額4,969万955円を平成27年度へ繰り越しを行いました。

なお、収入未済額は、国民健康保険税で1,796万4,357円になります。

次に、認定第3号 平成26年度三宅町後期高齢者医療特別会計決算は、当初予算額9,821

万5,000円で、その後2回の補正予算により51万8,000円を減額し、最終予算額は9,769万7,000円となりました。

これに対し、決算額は、歳入総額9,306万5,774円、歳出総額9,291万8,974円となり、歳入歳出差引額14万6,800円を平成27年度へ繰り越しを行いました。

なお、収入未済額は、後期高齢者医療保険料で7万8,000円になります。

続きまして、認定第4号 平成26年度三宅町介護保険特別会計決算は、当初予算額6億3,200万円で、その後4回の補正予算により2,045万5,000円を増額し、最終予算額は6億5,245万5,000円となりました。

これに対し、決算額は、歳入総額6億3,295万8,521円、歳出総額6億3,164万2,097円となり、歳入歳出差引額131万6,424円を平成27年度へ繰り越しを行いました。

なお、収入未済額は、介護保険料で331万830円になります。

続きまして、認定第5号 平成26年度三宅町公共下水道事業特別会計決算につきましては、当初予算額3億3,630万円でしたが、その後3回の補正予算により339万5,000円を減額し、これに前年度からの明許繰越額85万4,000円を加え、最終予算額は3億3,375万9,000円となりました。

これに対し、決算額は、歳入総額3億2,897万9,483円、歳出総額3億2,884万3,483円となり、歳入歳出差引額13万6,000円を平成27年度へ繰り越しを行いました。全額、次年度への繰越明許繰越金であります。

なお、収入未済額は、下水道使用料及び手数料で、322万2,230円になります。

次に、一般会計に係る財産に関する調書についてご説明いたします。

決算書の154、155ページをお開きください。

(1) 土地及び建物について、普通財産、宅地では、99平方メートルの減となっておりますのは、事業残地の売却等によるものでございます。同じく154ページです。同じく普通財産、田畑では、売却業務の対象地について、地積更生を行ったことにより3平方メートルの増となっております。

続きまして、1枚めくっていただきまして、156ページの(2)、お願いいたします。

出資による権利では、変更の方はございません。

続きまして、(3) 物品については、文化財保護事業及び介護保険事業に伴う軽自動車各々1台の計2台の増となっております。また、消防自動車においては、平成9年11月登録の1台を売却し、2台となっております。

(4) 債権は、水洗便所改造資金貸付特別会計が平成18年度で廃止されたことに伴い、一般会計へ移行し管理することにいたしましたものでございますが、本年度の貸付金及び返済金はございませんので、年度末現在高はございません。

(5) 基金では、財政調整基金の預金が決算剰余金による積み立てで2億126万7,000円の増額、公債償還基金では、決算剰余金による積み立てで8,500万円の増額、小学校施設整備基金は、将来予測される改修等に備えるために積み立て、1,000万円の増となっております。

最後に、介護保険特別会計に係る財産に関する調書についてご説明いたします。

決算書の方の265ページをお願いいたします。

(1) 介護給付費準備基金は、預金利子により7万5,786円を増額し、給付費の増大に伴い439万8,000円を取り崩すことによる減額となり、年度中増減高は432万2,214円の減となっております。

以上が、平成26年度三宅町一般会計並びに各特別会計の決算の概要であります。

詳細につきましては、後日、決算審査特別委員会におきまして事項別明細等によりご説明いたしますので、ご審議賜りますようお願い申し上げ、本日の説明を終わります。ありがとうございました。

○議長（植村ケイ子君） ただいま町長並びに会計管理者の説明が終わりました。本議案の総括質疑は、9日水曜日の午前10時より行いますので、よろしくお願いいたします。

◎同意第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（植村ケイ子君） 日程第27、同意第5号 三宅町教育委員会委員の任命についてを議題とし、志野町長より説明を求めます。

志野町長。

○町長（志野孝光君） 同意第5号 三宅町教育委員会委員の任命につきましては、9月30日をもって委員1名の任期が満了となることから新たな委員の任命をいたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるべく提出いたしました。

氏名等の朗読をもって説明とさせていただきます。

住所 奈良県磯城郡三宅町大字屏風77番地の4。

氏名 竹村民江。

生年月日 昭和50年1月31日生まれ。

新任でございます。ご同意のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（植村ケイ子君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件に同意を求める件を採決いたします。

本件に同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（植村ケイ子君） 起立全員と認めます。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

竹村教育委員会委員、入場願います。

（竹村教育委員入場）

○議長（植村ケイ子君） ただいま、本会議において、新たに教育委員会委員に同意されたので、ここで竹村教育委員会委員の挨拶を受けることにいたします。どうぞ。

○教育委員（竹村民江君） 三宅町議会議員の皆様、おはようございます。

ただいま、三宅町教育委員として議会の同意をいただきました竹村民江と申します。

いじめ、自殺、虐待など、悲しい事件を毎日のように耳にしています。また、スマートフォンの普及により、知らぬ間に事件に巻き込まれることも数多く発生しています。このような中、さまざまな面で教育と行政、そして地域が連携を図り、子供たちを見守り、育てていかななくてはならないと感じております。

私は、子を持つ親としての経験を生かし、三宅町の教育委員としてしっかりと頑張っていきたいと思っておりますので、皆様方、どうぞご指導のほどよろしくお願いいたします。

○議長（植村ケイ子君） ご苦労さまでした。よろしく願います。

（竹村教育委員退場）

◎発委第1号及び発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（植村ケイ子君） 日程第28、発委第1号 三宅町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてより日程第29、発委第2号 三宅町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定についてまでの2件を一括上程いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） ご異議なしと認め、一括上程いたします。

議案の朗読を省略し、池田議会運営委員会委員長より提案理由の説明を求めます。

池田委員長。

○議会運営委員会委員長（池田年夫君） 発委第1号 三宅町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、発委第2号 三宅町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定についての2件について、概要を説明いたします。

まず、三宅町議会会議規則の一部を改正する規則については、議会における出欠の届け出の取り扱いに関して、出産の場合の欠席の届け出について新たに規定するものであります。

次に、三宅町議会傍聴規則の一部を改正する規則については、議会の傍聴席に持ち込むことを禁止しているものに関し、つえについて削除するものであります。

この改正につきましては、全国町村議会議長会に設置されております町村議会の制度・運営に関する検討委員会において、平成27年5月27日に決定され、翌28日に都道府県会町会において了承されました。いずれも昨今の社会情勢を勘案し、国会、都道府県議会、市議会の規定等を参考に改正されましたものであります。

以上が改正についての概要説明であります。よろしく審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（植村ケイ子君） ただいま、池田委員長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

お諮りします。

日程第28、発委第1号 三宅町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてより日程第29、発委第2号 三宅町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定についてまでの2件を一括で採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） ご異議なしと認め、採決いたします。

本2件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（植村ケイ子君） 起立全員と認めます。

よって、本2件は可決することに決定いたしました。

◎発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（植村ケイ子君） 日程第30、発議第6号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書を議題とし、上程したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 異議なしと認め、提出者の衣川議員より提案理由の説明を求めます。

はい、衣川議員。

○5番（衣川喜憲君） 議員の皆さん、おはようございます。

ただいまより、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について説明させていただきます。

現在、我が国におけるウイルス性肝炎患者は350万人以上いると推定されており、肝炎対策基本法等は感染原因における国の法的責任を明確にしております。しかしながら、医学上の感染認定基準が厳しいため、現在の制度は肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないと指摘されております。そのような中、肝硬変、肝がん患者は毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は一刻の猶予もない課題となっております。

こうした現状を鑑み、本議会は衆参両院議長、政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望します。

- 1、ウイルス性肝硬変、肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2、身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、2項目につきまして、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

平成27年9月4日、奈良県磯城郡三宅町議会。

宛先は衆議院議長大島議長、参議院議長山崎議長、内閣総理大臣安倍総理、厚生労働大臣塩崎大臣。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（植村ケイ子君） ただいま、衣川議員の説明が終わりました。

日程第30、発議第6号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書を議題とし、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 討論なしと認めます。討論を終結します。

お諮りいたします。

日程第30、発議第6号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書を採決いたします。本件を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（植村ケイ子君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

◎発議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（植村ケイ子君） 日程第31、発議第7号 被爆70周年、核兵器廃絶を求める意見書を議題とし、上程したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 異議なしと認め、提出者の森田議員より提案理由の説明を求めます。
森田議員。

○1番（森田浩司君） 発議第7号 被爆70周年、核兵器廃絶を求める意見書を提案させていただきます。提案理由説明は、朗読をもって説明とさせていただきます。

広島・長崎の被爆から70年のことし、世界の世論の中でも国際政治でも「今、核兵器の廃絶を」との声が大きく高まっています。

しかし、ヒロシマの願いである核兵器廃絶は、いまだ実現には至っておりません。広島・長崎への原子爆弾投下後、東西の冷戦の中、焼津の水爆犠牲者まで生み出してしまいました。さらに、現在、世界には依然として1万6,000発以上の核兵器が存在し、それらの多くが高度警戒情勢にあるとされています。

私たちは、改めて、この厳しい現実を直視する必要があります。そして、国を挙げて、この被爆70周年という節目の年に、ヒロシマ・ナガサキの願いの一日も早い実現に向けて、全力を尽くさなければならないという決意を新たにすることが必要です。

よって、国会及び政府におかれては、被爆70周年に当たり、「再びこの悲劇を繰り返してはならない。」という思いと43年間、ヒロシマ・ナガサキ市民の門戸10万軒、純粋無垢に表示されてきた合体標語が三十数万原爆犠牲者の御霊の願いであることを全国民が共有することが求められます。

安倍首相は広島市での記者会見で「核兵器の惨禍を体験したわが国は唯一の戦争被爆国として、核兵器のない世界の実現に向けた国際社会の努力をリードしていく使命がある」と発言。長崎では「非核3原則」の堅持を主張しています。

一日も早い核兵器廃絶の実現のため、格段の措置を講じられるよう強く要請します。

以上です。ご審議よろしく申し上げます。

○議長（植村ケイ子君） ただいま、森田議員の説明が終わりました。

日程第31、発議第7号 被爆70周年、核兵器廃絶を求める意見書を議題として質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 討論なしと認めます。討論は終結します。

お諮りいたします。

日程第31、発議第7号 被爆70周年、核兵器廃絶を求める意見書を採決いたします。本件を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（植村ケイ子君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（植村ケイ子君） 本日はこれをもって散会といたしたいと思います。

次回は、9月9日の水曜日、午前10時より会議を開きます。

本日は皆さん、どうもご苦労さまでした。

(午前11時06分)

平成27年9月三宅町議会第3回定例会〔第2号〕

招集の日時 平成27年9月9日水曜日午前10時00分開議

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

森 田 浩 司	森 内 哲 也	辰 巳 光 則
松 田 晴 光	衣 川 喜 憲	園 田 時 廣
植 村 ケイ子	川 口 靖 夫	池 田 年 夫
辰 巳 勝 秀		

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	志 野 孝 光	副 町 長	北 野 勝 也
教 育 長	土 江 義 仁	教 育 委 員 長	岡 本 佳 世 子
監 査 委 員	片 岡 嘉 夫	総 務 部 長	岡 橋 正 識
未来創造部長	江 藏 潔 明	くらし創造部長	松 本 幹 彦
健康子ども部長	中 田 進	土木環境部長	東 浦 一 人
教育委員会事務局長	岡 本 豊 彦	会 計 管 理 者	乾 輝 男
幼 児 園 長	吉 井 五十鈴		

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	山 田 恵 二	モニター室係	堀 川 佳 則
モニター室係	増 田 翔		

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

5 番 議 員	衣 川 喜 憲	6 番 議 員	園 田 時 廣
---------	---------	---------	---------

平成27年9月三宅町議会第3回定例会〔第2号〕

議 事 日 程

平成27年9月 9日 水曜日

午 前 10時00分 再 開

- | | |
|------|--|
| 日程第1 | 認定第1号から認定第6号までの6議案に対する決算審査特別委員会付託について |
| 日程第2 | 議案第52号から承認第12号までの13議案、3承認に対する質疑、各委員会付託について |
| 日程第3 | 一般質問について |

◎開議の宣告

○議長（植村ケイ子君） 皆様、おはようございます。少し早いですけれども、始めさせていただきます。

平成27年三宅町議会第3回定例会を再開いたします。

議員各位におかれましては、公私ご多忙の中ご出席を賜りまして、心から敬意を表する次第でございます。また、議事が円滑に進められますよう、携帯電話の電源をお切りいただくか、マナーモードにさせていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員数は10名で、定足数に達しております。

よって、定例会は成立しました。本日の会議を開きます。

（午前 9時58分）

◎議事日程の報告

○議長（植村ケイ子君） 本日の議事日程は、お手元に配付しておりますとおりであります。

◎認定第1号～認定第6号の決算審査特別委員会付託について

○議長（植村ケイ子君） 日程第1、認定第1号 平成26年度三宅町一般会計決算認定についてから認定第6号 平成26年度三宅町水道事業会計決算認定についてまでの6議案は、さきに設置しました三宅町決算審査特別委員会に付託し、委員はオブザーバーの私を除く全員でございますので、総括質疑は割愛いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 異議なしと認め、決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎議案第52号～議案第64号、承認第10号～承認第12号までの総括質疑、各委員会付託について

○議長（植村ケイ子君） 日程第2、議案第52号 平成27年度三宅町一般会計第7回補正予算についてから承認第12号（専決処分事項報告）平成27年度三宅町一般会計第6回補正予算についてまでの16件に対する総括質疑を許します。

森田議員どうぞ。

○1 番（森田浩司君） お許しを得ましたので、9月定例議会総括質疑をさせていただきます。

議案第60号 三宅町立三宅幼稚園通園バス運行業務検討委員会設置条例の制定についてお伺いします。

1、委員会を設置し、将来にわたるバス送迎のあり方を検討するということですが、現状の送迎について、どのような課題や問題点があるのでしょうか、お伺いします。

2、会議は何回を予定しておられますか。また、スケジュールはどのようになっているのかをお伺いします。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 吉井園長。

○幼稚園長（吉井五十鈴君） 失礼いたします。森田議員の総括質疑1についてお答えいたします。

現状の送迎についてどのような課題と問題点があるかというご質問ですが、現在、通園バスですが、10年前の平成17年のバス利用者が45名前後であったのが、今年度、平成27年度では14名に減少しております。最近は夫婦ともに仕事を持つ保護者が増え、保護者の出勤・退社時間に合わせて園児の送迎ができるマイカーでの送迎が大半を占めるようになってまいりました。そうした中で、バス運行業務検討委員会を立ち上げ、保護者対象のニーズ調査を行い、課題や問題点を整理し、協議してまいりたいと考えております。

次に、2番目の会議の回数とスケジュールについてのご質問にお答えいたします。

会議は、今年度3回から4回を予定しております。スケジュールについては、保護者アンケート結果についての協議、通園バス運行の費用対効果、委託業者の選定に関する事、その他についての意見交換を予定しております。

以上でございます。

○議長（植村ケイ子君） 森田議員。

○1 番（森田浩司君） すみません、会議は何月から開催する予定ですか。

○議長（植村ケイ子君） 吉井園長。

○幼稚園長（吉井五十鈴君） 今のところ、この議会が通りましたら10月から早々に始めさせていただきたいと思っております。

○議長（植村ケイ子君） 森田議員。

○1 番（森田浩司君） 保護者の意見は、委員会を設置しなくてもアンケート調査などで聞くことができると思います。そして、そのアンケートとかの結果の意見に基づき、バス送迎の

あり方を町内でも議論することが十分検討できると思います。また、入札で委託業者を決めるのであれば、この委員会はいらないと思いますが、いかがですか。

もう一つ、6月議会においても附属機関の設置条例の議案と委員報酬の補正予算の議案が同時提案されなかったことを指摘しましたが、なぜ今回、条例案については提案されているものの、報酬の予算が補正予算で組まれていないのですか。10月より会議が開催されると答弁がありましたが、予算がついていないのに事業を行うことはできないと思いますが、また報酬の補正予算について専決処分で処理されるおつもりですか、お伺いします。

○議長（植村ケイ子君） 吉井園長。

○幼児園長（吉井五十鈴君） はい、失礼します。

委員会を設置させてもらいましたのは、長期的に今まで委員会を25年度も設置条例でやらせてもらって、要綱でやらせてもらったことがあったんですけども、今回は長期的にバスの運行について考える必要があるかなと思いましたので、今年度からそういう方向にしていこうかということになりました。そのためにも、委員さんに委嘱を出して委員報酬を発生することにより、長期的な検討委員会にしていくほうが妥当ではないかというふうに思っております。

このことについての予算は、既に予算としては上げさせてはもらったんですけども、昨年度末に上げてはもらったんですけども、このことについてまだ協議することについて、まだできていませんでしたのが園の現状ではございました。ただ、先ほど森田議員がおっしゃったようにPTAとともにやっていくほうがいいのかということもありましたが、長期的なことも考えましたので、条例を制定するかどうかについてもちょっと思案していたところで、今回にぎりぎりになってしまったというのが現状でございます。

ただ、委嘱する以上、条例制定していかなければならないということもありましたので、今回のこういう形にさせてもらいました。もし、委員会が設置しなければ、昨年度予算で計上していた内容については補正で下げさせてもらおうかなというふうに思っておりまして、ちょっと迷いがございましたのが現状でございます。

○議長（植村ケイ子君） 森田議員。

○1番（森田浩司君） 町では高齢化も進んでおり、先ほども長期的運用を考えていくという答弁がありましたけれども、三宅町では高齢化も進んでおり、幼児園通園バスの運行も含めた地域公共交通の観点からも同時に考えていくことができると思いますが、いかがお考えですか。

○議長（植村ケイ子君） 吉井園長。

○幼稚園長（吉井五十鈴君） 幼稚園バスで一応登録しておりますので、今後そのことについては私どもで考えることではないのかもわかりませんので、私たちは通園バスをいかにしていくのかということを考えさせてもらうということで答弁させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 森田議員、理解していただけましたか。

ありがとうございます。

ほかにありませんか。

ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

議案13件、承認3件は、各常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） ご異議なしと認めます。したがって、議案13件、承認3件は、各常任委員会へ付託することに決定しました。

◎一般質問

○議長（植村ケイ子君） 次に、日程第3、一般質問を議題とし、一般質問を行います。

今定例会に通告をされました議員の発言を許します。

◇ 松 田 晴 光 君

○議長（植村ケイ子君） 4番議員、松田晴光君の一般質問を許します。

はい、松田晴光君。

○4番（松田晴光君） ただいま議長の許可が出ましたので、一般質問させていただきます。

平成20年の町長選挙に出馬されたときのマニフェストに、石見駅前整備、開発と記載されていたことを私は記憶しております。現在、三宅町未来創造部まちづくり推進課が進めている平成30年完成を目指した石見駅前周辺整備について、町長はどのような将来の展望、ビジョンを描いておられるか、お聞かせください。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） はい、志野町長。

○町長（志野孝光君） 4番、松田議員の石見駅前周辺整備についての質問に回答いたします。

平成30年完成を目指した石見駅前周辺整備につきましては、どのような将来の展望、ビジョンを描いておられるのかとのご質問でございますが、石見駅前周辺整備事業におきましては、平成26年度に調査測量等を行いまして、平成27年度より用地建物買収を行っております。用地建物買収が終わり、工事施行可能な場所につきましては、国の補助にあわせて、順次、駅前整備工事を行っていく予定でございます。

将来展望及びビジョンについては、石見駅前周辺の町づくりとして、町の玄関口としての拠点機能強化、町道2号線沿道の活性化、三宅インターチェンジ周辺企業等とのアクセスの強化、生活利便施設の充実した住みよい町の創出を描いております。

以上でございます。

○議長（植村ケイ子君） 再質問ありますか。

はい、松田君。

○4番（松田晴光君） コンビニ等の商業施設の誘致を考えておられるのでしょうか。住民に喜んでいただけたらと思いますが、どうでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 志野町長。

○町長（志野孝光君） 再質問、コンビニ等を考えておられるのかというご質問でございますが、町道2号線沿いの活性化に近いものがあるかと思えます。町道2号線沿いには個人所有等の土地がたくさんございまして、駅前周辺整備が進んでまいりますと、そうした土地にも、例えば不動産会社であったり建設会社が土地の有効活用の提案が出てくるように思います。また、土地所有者様より役場に向けて土地の有効活用ができないかというご相談がありましたら、町の持っている情報であったり、県の持っている情報とマッチングをさせていただくなど、いろいろな情報提供が行っていけるのではないかなと、このように考えております。

そういうことも含めまして、駅前周辺、また町道に張りついておる土地については、今後、民間活力をお借りして、また町の力、県の力によってあらゆるプランが考えられると思いますので、コンビニだけではなく、いろいろなものを誘致していきたいなと、このように考えております。

○議長（植村ケイ子君） 松田晴光君、ご理解いただけましたか。

○4番（松田晴光君） はい、わかりました。

○議長（植村ケイ子君） はい。ご苦労さまでした。

◇ 園 田 時 廣 君

○議長（植村ケイ子君） 6 番議員、園田時廣君の一般質問を許します。

園田時廣君。

○6 番（園田時廣君） 園田時廣です。

ただいま議長のお許しを得ましたので、交通安全対策について、それから企業誘致について、この2点を一般質問させていただきます。

町長は、毎月発行の広報誌面の「緑の風にのって」や、各種団体の総会など人の集まる場所で、私も何回となくお聞きしておりますが、京奈和自動車道三宅インターチェンジや側道が開通して非常に便利になった、この利便性を武器に、新たな開発を伴う町づくりが広がっていくといったお話をよくされています。私も毎日のように三宅インターからの側道を車で走りながら心地よさを感じておりますが、三宅町住民の皆さんも地域の活性化と夢や希望への実現への思いは同じで、決して間違いではないと強く思うところでもあります。

しかし、大きな立派な背骨に値する本線道路部分ができ上がっても、その背骨につながる幾つもの周りにある肋骨の部分の町道の整備が大幅に遅れていて、今までは気にならなかった交差点で思わぬ渋滞が発生し、逆に悪い影響も出ているように感じます。

①では、京奈和自動車道と町道1号線、三河の交差点では、1号線に右折レーンがありません。両方ともないため、交通渋滞が発生しています。町の予算もつけて、交差点より東向きは土地の買収も終わり、道路に面した塀を後ろに引かれたお宅もありますが、この先、1号線が広がっていく様子も見当たりません。三河交差点の1号線は、今後、交通量も増える地点だと予想していますが、どのように整備されるのか、お聞かせください。

②ですが、同じく京奈和自動車道で、今質問しました三河交差点の南の位置にもう一つ交差点ができると聞いていますが、現在では形すらなく放置された状態だと思います。この部分がつながらないと、職業訓練校の北側に当たる部分がせっかく広い道路をつけたのに発展しにくいと思いますが、この部分について、町としてどのように改善されるのか、お考えを示してください。

③ですが、京奈和自動車道が開通し、県道結崎田原本線の1号線と交わる交差点、この交差点は東西南北四方から来た車がいずれも右折しようとする、右折レーンがないために、現在でも通勤時間帯には後続車が相当渋滞しています。将来、大和中央道が開通し、さらに車がふえると、県道部分もありますが、交差点の渋滞緩和について、町としてどのような考えがあるのか、お示してください。

④ですが、同じくこの町道2号線の交差点で、西側——これ万葉歌碑側なんですけれども、その交差点で信号待ちの車がいるところに、県道から来た1台の車が西側に曲がってくると、その車が前進できずに止まらずを得ない状態です。一方、東側——JA三宅支店側になるんですけれども、過去に2号線の停止線を下げてくださいだったので、歩行者が信号待ちできるようになりましたが、通学児童の集団登校風景を見ていると、特に低学年児童は狭い1カ所で大勢が固まって信号待ちしている状況で、決して安全確保の信号待ちできる状態ではありません。この県道と町道2号線の交差点について、改良工事が行われるのかどうか、町の考えを示してください。

⑤ですが、地元、伴堂地域の町道2号線で、過去に水路にふたをして歩行者の通路をつくっていただきましたが、町長もご存じのとおり、まだ1カ所、工事ができずに通学児童や住民が溝に落ちたり、歩行者が危険な場所があります。この部分は何かいろいろと事情がある、そう思いますけれども、これからも工事できないのか、この先どうなっていくのか、町長の考えをお聞かせください。

⑥では、上記と同じ部分ですが、交差点から万葉歌碑に緑のポールが立っています。よくよく見ますと、過去の工事のときに、以前の水路の擁壁の上よりも幾らか車道に入り込んでこのポールが設置されていると思います。水路にふたをして緑のポールをつけるまでは、今より車の対向が可能だった当時を思い出します。当然のこととして歩行者の安全確保も大切ですが、車がこれほど対向しにくくなるとは、車同士のトラブルや人身事故が予想されます。緑のポールをもう少しだけ歩行者通路につけ直し、車の通行もしやすくできないのか。同時に、歩行者通路を認識させるために、他府県の県道、町道で私もよくドライブ中に歩道と車道の境界にグリーンやブルー、オレンジ、そういった色で塗装された道路をよく見かけます。車も歩行者も安全を認識する上での効果は非常に大きいと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

2つ目に、企業誘致について質問します。

町長は、石見駅前整備とあわせて三宅インターチェンジ周辺への企業誘致を進め、三宅町に不足している雇用推進、若者の定住などへつなげて考えていく考えであると思っています。

企業の誘致については、道路の整備や環境の整備、文化遺産の見直し、こういったものも含めて、三宅町の魅力を積極的にPRすることも必要だと思います。企業誘致について、新たな雇用を生んだ企業への補助金や種々の調査費用に合わせた発掘費用への補助金、地方創生事業でも上乗せがあったり、積極的に企業を引っ張ってこようとする姿勢は感じていま

す。

そこで①ですが、三宅町にもっともっと引き合いがくるように、そしてあらゆる企業からの引き合いがどんな角度からでも対応していけるように、特に設備投資で高額費用がかかると言われている上下水道の料金においても、新しい企業を呼び込む材料として、また、既存企業をさらに安定、発展させる材料として、上下水道の料金も企業への優遇を至急考えていくべき課題だと思います。企業誘致について、町長のお考えを示してください。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（植村ケイ子君） 志野町長。

○町長（志野孝光君） 6 番、園田議員の質問に回答いたします。

1 点目の交通安全対策について、うち 1 つ目の三河交差点に関する質問についてでございますが、町道 1 号線の今後の交通量の増加に対しましては、特に三河交差点付近の交通渋滞解消のため、ご承知のとおり、京奈和自動車道より西側の整備につきましては、都市計画道路、大和中央道として奈良県により計画、施工が予定されております。

一方、京奈和自動車道より東側については、交差点より東側110メートル間は、右折レーンの整備を含めた車道並びに歩道拡幅整備を行うべく、京奈和自動車道関連事業として採択されるよう積極的に国に要望してきたところであり、三宅町といたしましても、国費対象外については平成25年度明許繰越分の京奈和自動車道関連事業として町で予算化の上、農小屋やブロック塀撤去などの物件移転補償や土地買収を行ったところでございます。本年度には国の負担により道路整備工事が行われる予定でございます。

今後、さらに東側区域については、国道24号線へのアクセス道路として整備されるよう再三奈良県に要望しているところであり、今後とも国・県の施策との整合性を勘案し、整備に努めてまいります。

2 つ目の三河南交差点につきましては、京奈和自動車道関連事業として国により用地交渉が行われ、4 筆中 3 筆は買収済みであり、残り 1 筆について三宅町及び国が協力し交渉に当たっているところであり、その後、国により道路整備が行われる予定でございます。

3 つ目のご質問の伴堂交差点の渋滞緩和につきましては、全体の交通量を減らすため、京奈和自動車道一般部の整備を早期に完成されるよう国へ強く要望し、また都市計画道路、大和郡山川西三宅線の整備の早期完成及び伴堂交差点の渋滞緩和の一時措置を行ってもらえるよう町としても強く要望してまいりたいと考えています。

4 つ目の県道と町道 2 号線の交差点につきましては、横断歩道の退避場所がなく危険であ

ることは認識しており、付近住民様の協力を得て改善できないかを検討しているところでございます。

5つ目と6つ目は関連いたしますので、合わせて回答を申し上げさせていただきます。

町道2号線のご指摘の箇所のうち、水路にふたを設置していない箇所につきましては、平成27年度三宅町一般会計第7回補正予算においても計上しているとおり、90万6,000円の予算の振り替えを審議いただき、議決いただいた後、平成27年度工事で早期に危険箇所の解消を行う予定でございます。

また、既存の緑のポストコーン設置の経緯につきましては、平成25年度の町道2号線道路施設改良工事の目的及び方法を地元自治会長に報告し、歩道の確保を目的として行う工事であることを説明し、隣接関係者協議の上、歩行者の安全確保を優先にポストコーンが設置されているため、車両を運転される方にはご不便をおかけいたしますが、ご理解をお願いいたします。

車両の通行の改善につきましては、今回の工事の中で歩行者の通行を優先しつつ、ポストコーンの設置位置について、できる範囲で配慮してまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の企業誘致についての質問に回答いたします。

三宅町では、園田議員もご承知のとおり、企業誘致の促進並びに既存の企業立地優遇につきましては、三宅町企業立地促進条例に基づき、本町の産業の活性化と町民の雇用拡大に努めてきたところでございます。さらに、本年度は国の地方創生交付金を活用し、埋蔵文化財発掘調査補助金を設置し、企業立地優遇制度の拡充が図られたところでございます。

さて、園田議員ご質問の上下水道料金の優遇につきましては、町の年間浄水量のうち、おおむね自己水量が75%で県水受水量が25%という状況であり、家事専用として給水しており、将来水道の広域化を想定したときの住民負担等を勘案し、企業への上下水道料金の優遇については、現在のところ考えておりません。ただし今後、給水装置設置等の優遇につきましては、企業誘致のための施策として検討してまいりたいと考えております。

以上で回答を終わります。

○議長（植村ケイ子君） 園田時廣君、再質問ありますか。

はい、どうぞ。

○6番（園田時廣君） 3つ目の伴堂交差点の渋滞緩和について、地元住民も大和中央道の工事進捗に非常に強い関心を持っております。そういったことで、8月20日に中和土木事務所幹線建設課を呼んで、大和中央道の進捗状況はどうなってるんやということで確認をしまし

た。今後の事業の進め方について確認はしておりますが、あす10日にはいろいろな住民の要望に応えるということもございまして、同交差点での通勤時間帯、こういった時間を利用して、車の通行量の交通量の確認をするというように約束されております。

伴堂交差点の渋滞緩和の一時処置について、もっともっと詳しく、どういうふうにしたいんやろうかと、またどういうふうにされるんかということをもう少し詳しく回答していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（植村ケイ子君） 回答は、町長。

○町長（志野孝光君） 今、園田議員の再質問にございました伴堂交差点、県道との交差点の一時渋滞の緩和措置についてでございますが、ご承知のとおり、大和中央道が24メートルの大きな道路として将来完成する予定でございまして、用地測量、買収も進んでおるところでございます。

町といたしましては、京奈和自動車道の一般道ができて、議員ご指摘の交差点、朝夕の通勤ラッシュ時においては、右折車が1台、先頭で止まっていれば、信号が変わるぎりぎりのときにその車が1台本当に右に曲がれるだけで、後ろは大渋滞という現状も認識しております。県に向けては、将来にわたってその大きな道ができる部分まで何とか活用して、右折レーンを取りあえず設置していただけないかと、このような考えで中和土木、県に向けてこれから要望をまとめ、上げていきたいと、このように考えております。

○議長（植村ケイ子君） 園田議員。

○6番（園田時廣君） 6つ目の既存の緑のポストコーンについての車両の通行の改善については、先ほどの町長の説明で理解しておりますが、歩道と車道、境界線のグリーンとかブルーとかオレンジ色で識別して、車も歩行者も通行する際に認識をするというようなことについて提案しておりますけれども、何かお考えがあったらお聞かせください。

○議長（植村ケイ子君） 東浦部長。

○土木環境部長（東浦一人君） 今、園田議員からお話ありました交差点部のカラー舗装につきましては、私どもも存じておりますが、まず幹線とか交通量の比較的多いところで歩道と車道を分離するため、視覚的効果を狙ったものと捉えております。

三宅町でもそういう意味につきましては、式中の通学路や石見のほうで2カ所させていただいています。今ご指摘の2号線の伴堂の分につきましては、スピードとかそういうことも出ませんし、2号線の中でも総延長の中で生活道路としての様相を呈した性格となっておりますので、特に視覚的効果につきましては、それ以上の効果があるポストということの設置

をさせていただいていますので、そういう取り計らいをさせていただいていますので、カラー化につきましては今のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長（植村ケイ子君） 園田議員、それでご理解いただけましたか。

○6番（園田時廣君） はい。そしたらあとは企業誘致についていいですか。

○議長（植村ケイ子君） 園田議員、再質問のときは何々は何と一度に言ってもらったらいいいので、はい。

○6番（園田時廣君） 安全対策について、以上で結構です。

2点目の企業誘致について、町長の考えでは、企業誘致に力を入れると言われておりますけれども、これはどこの市町村でも今言っておられることでもあって、またほかの市町村よりさまざまな条件が悪ければ、いろんな企業を誘致したところで見向きもしてくれませんか、また、企業は寄ってこないと思います。

先ほどの回答では、町長の前向きな姿勢はどこにあるんやろうかというように感じております。企業誘致について、そんな思いの中で、給水装置設備の優遇とかいろいろありますけれども、そういうものを何をどう考えておられるのか、回答をお願いしたいと思います。

○議長（植村ケイ子君） 志野町長。

○町長（志野孝光君） 厳しいご意見をいただきまして、給水装置の設置について優遇でございますが、現在考えておりますのは設置分担金、これについて2分の1減額ではいけないかと検討しておるところでございます。例を挙げて申し上げますと、規模がそんなに大きくない工場等ですと、引き込みが大体50ミリのメーターを利用されることが多いと思います。50ミリの給水メーターを分担金として納入していただいて、こちらからメーターをお渡しするんですけれども、259万2,000円をお支払いいただきます。その2分の1でございますので、129万6,000円、この部分を減額免除して企業誘致につなげていきたいなと検討しておるところでございます。

○議長（植村ケイ子君） 園田議員、再質問ですか。

○6番（園田時廣君） その程度の内容では、今までやっているよその市町村と何ら変わらんような気がしますね。やっぱり三宅町を発展させる、またよくする、そういった目的があるんなら、検討するとか、検討するではなくて、企業の進出よりもいつときも早く、方針の母体案を決めることが大事じゃないかと思うのです。

また、水を少々加工して商品として販売しているが、その水に下水道料金がかけられるの

を免除できないかといった意見もよくお聞きしております。

こういったさまざまな懸案についていろんな、検討するではなくて、すぐに決められないのか、また、すぐに決められない理由があればもう一回、ちょっとお聞かせください。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（志野孝光君） 決められない理由でございますが、一般住民さんにも、例えば下水道料金において、庭木に水を上水を利用して撒いていただいたその分に対しても、下水には流れていないんですけれども下水道料金として徴収をさせていただいております。その辺との兼ね合いもございます、今おっしゃられたように企業が水の商品をお売りになつとる。多分、三宅の水道を商品化されていることだと思うんですけれども、それに対して、下水に流れていないのに下水道料金かかっている。全く庭木に水をやっている案件と同じかと思うんですけれども、その辺の整合性。住民さんに対しても同じように料金がかかっておる、それを免除していくと、今度は下水道の普及、維持、修繕が全く立ち行かなくなりますので、その辺もしっかりと町としては検討して、企業誘致に対する補助、免除等を考えていかなければならない、その辺もご理解をいただかなくてはなりません。

そういった点を含めて、私の判断が今、検討という答えでしか出ていないのは事実でございますので、私のモットーであります「前へ」。政治も、行政も、事業も、前へと進んでいくその精神でこれからも取り組みますけれども、今時点では検討としかご回答できません。これが現状でございます。

○議長（植村ケイ子君） 園田議員、ご理解いただけましたか。はい。

ご苦労さんでした。

◇ 辰 巳 光 則 君

○議長（植村ケイ子君） 3番議員、辰巳光則君の一般質問を許します。

はい、辰巳光則君。

○3番（辰巳光則君） ただいま議長のほうからお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきたいと思います。

5月臨時会、6月定例会でも質問がありました、商工会との今後の取り組みについてお聞かせください。

今現在、町長と商工会会長や理事が、町の商工業発展のため、お互いの将来ビジョンを話し合う意見交換会的な機会を設けようとするようなお考えはお持ちでしょうか。

奈良県全県に34ある各市町村商工会の中で、三宅町だけが行政と商工会があまりよい関係が築けていないのではないかとこの心配の声を多く聞きます。行政と商工会が協力し、三宅町の商工業者を育てることが、ひいては三宅町全体の活性化につながると思うのですが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（志野孝光君） 3番、辰巳議員の三宅町商工会との関係性について回答いたします。

まず、1つ目の商工会との今後の取り組みにつきましては、三宅町の地場産業の周知事業といたしまして、9月22日、23日の2日間、東京で開催されます全国町村会主催の「町イチ！村イチ！」に出展する地場産業PR商品の選定、提供におきまして、商工会の協力を得て、地域活性課の職員が三宅町をPRしてまいります。

また、今年も昨年度同様、第3回あったかもんグランプリが来年2月ごろ開催予定されております。ブース出展においては、地場産業品のPR、販売について、これから協議を行ってまいります。

続きまして、2つ目の意見交換会につきましては、既に6月の一般質問で回答いたしておりますとおり、商工会と担当課は各事業ごとに意見交換を行っており、特に機会を設ける予定はございません。

最後に3つ目の質問でございますが、これにつきましても先ほどと同じく、6月の一般質問で回答いたしております。本年度においても、町内企業、個人経営者への研修、相談事業活動等、町内商工業振興に向け、商工会への補助金として180万円の予算を計上しております。また、地方創生に係る交付金事業、地域消費喚起・生活支援型であるプレミアムつき商品券の取り扱い店舗を8月に募集を行ったところ、三宅町商工会会員である事業所様並びに商店様も多数参加していただいております。連携を図っておるという考えでございます。

以上であります。

○議長（植村ケイ子君） 辰巳光則君。

○3番（辰巳光則君） 今の町長のお話の中で、「町イチ！村イチ！」の出店に対する連携と言われましたけれども、8月の頭に、それ以前なんです、町のほうから、これに行ってもなかなか現場で細かな説明とか質問をされたときに答えられないんで、商工会のほうから協力してほしいということでそういうことが上がっていらしく、8月の頭ぐらいに商工会からのほうも人間を出して協力してくれということやったんですが、それに対しては、じゃ、協力しますと。町からは交通費も宿泊費も出張費的なものは出せませんがということでありま

して、それも商工会のほうはそれはもう商工会持ちで行きますということやったんですが、ある日突然、いや、もう来なくて結構ですということはあったみたいです。

プレミアム商品券につきましても、6月議会でも議論されていましてとおり、そのとき町長はそもそも指名の入っていない方とは協議できませんということやったんですが、商工会定款第5条にもありますように、商工会というのは利益を追求する団体ではありません。ですので、そのようなところに、テーブルに上がれないような団体なんですけど、その辺はご理解していらっしゃるんでしょうか。今回も上牧町、王寺町、川合町、広陵町の4町が三宅町と同じく近畿日本ツーリストに業務委託はされていますが、各町から各商工会に対して一度話があった上で、この4町で協議会を設置した上で、4町の商工会から業務委託しているんですけども。ですから、そういうのを鑑みまして、なかなかうまく連携がとれていないんじゃないかと。

過去の一般質問等を見ていまして、商工会との連携はどうされますかと。過去のやつを見ましたら、話し合いを持っていく方向にしていますということなんですけど、ここにおいて、特に機会を設ける予定はありませんというのはどのようなお考えからでしょうか。

つい先日も、近隣の町で町長、部長と商工会の人間が町の発展のために意見交換会を行っています。早急に商工会と話し合いを持って、町の今後の未来を語り合ってはいかがでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 辰巳議員の今の質問、意見交換会はなぜできないのかというその理由を教えてくださいということですか。

○3番（辰巳光則君） ですから、「町イチ！村イチ！」とかで協力していると。このプレミアム商品券でも協力しているということなんですけど、そのようにはあまり聞いていないんで、意見交換会を持たれてはどうですかということなんです。

○議長（植村ケイ子君） 回答を。江蔵部長。

○未来創造部長（江蔵潔明君） 失礼します。

（録音漏れ）……では、6月も申し上げたとおり、担当者レベルではしているということで一応ご理解いただきたいと思います。そして、指名願いが出ていないからと、利益を優先するか、していないという話なんですけれども、そのことについては理解しております。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 辰巳議員。

○3番（辰巳光則君） では、なぜ6月議会でそもそも指名業者、手を上げていない業者とは

協議できないという発言があったんでしょう、それについては。

○議長（植村ケイ子君） 副町長。

○副町長（北野勝也君） この件に関しましては、プロポーザルの手法をとりまして、指名のプロポーザルをするということが前提でありましたので、指名の上がっていない業者につきましては、協議をさせてはいただいていないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 辰巳議員。

○3番（辰巳光則君） 6月議会の中では関連質問もお許しいただけなかったんで、あの場でいろいろ聞きたいことはあったんですが、商工会とは今後、今以上に力を合わせて町の商工業発展のためにという思いはあるんでしょうか。6月議会の中で、町長の発言でお母様のやりとりということで、総会の案内、祭りの寄附の案内しか来ない。商工会自体は何をしてるんやとありましたが、もちろん商工会のメイン事業は経営改善普及事業です。昨年度の指導員の指導件数は、毎年省庁にもお渡ししている総会議案書に明記していますとおり、昨年度は巡回窓口相談を合わせて505件の経営指導をしています。平成26年11月にはこの実績が評価され、全国商工会連合会より三宅町商工会が表彰されたことも町長はご存じのはずです。その他、約5割の70事業所において商工会は確定申告を行っています。この辺の認識はいかなものかと考えているんですが、考えにお変わりはしないでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 辰巳議員の関連するというのはどこに関連してくるんですか。

○3番（辰巳光則君） 商工会の中でのことで関連あると思うんですが。

○議長（植村ケイ子君） 2つ目の意見交換の部分では、これは理解はしていただいているんですね。

○3番（辰巳光則君） はい。

○議長（植村ケイ子君） それで、今お尋ねのところは3つ目のどのところに……

○3番（辰巳光則君） 3つ目。

○議長（植村ケイ子君） 3つ目の質問ですがとありますでしょう。町内の商工業振興、ここに関連しての質問ですか。

○3番（辰巳光則君） はい。認識がちょっと違うんじゃないかということです。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（志野孝光君） 考えや認識は人それぞれ違うものでありまして、私が6月に申し上げたのは、商工会から提出された資料を読み取りますと、180万のうちの約半分が建物の修繕

やら会議費に充たっておると。役場としては180万円そのものを、町の商工業の振興の指導も含めてそれに充ててほしいという思いでありながら、お金の流れを見ますと、約半分がそういうふうに流れておるというところをしっかりと指摘をさせていただいて、それではだめだということで26年ではだめだと。27年度からは事業の指定と金額の指定をさせていただいて、27年度の決算を見て、28年度からいろいろな対策を考えていくと、このように考えておるんですよ。ですから、今までの商工会ではだめだと。もっとしっかりと180万円を十分に町内の会員さんに向けての活動費に充てていただかなくてはならないと、こういう思いでおります。

○議長（植村ケイ子君） 辰巳議員。

○3番（辰巳光則君） 補助金180万の使い道ですが、180万のうちの54%に町長が言われているような事業に使われていると。残り46%に関してはそういう事業者さん宛ての事業には使われていないということなんですが、その中での建物の修繕費でありますとか、事務費とかというのは、ひいてはこの54%の中の事業をするために充てている分なんで、何もかもそれで消化しなければいけないということはないと思うんですけども。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（志野孝光君） それは会費で賄うもんやないんですか。

○議長（植村ケイ子君） 辰巳議員。

○3番（辰巳光則君） これがあって、ちょっと奈良県内の商工会議の補助金のことでいろいろ調べたんですが、そういうふうに事細かく指示されている商工会というのはございません。近隣の町で1町だけそういうことを言われたみたいですけども、それは何でそんなことせなあかんのやということで言うたら、それはじゃ、今までどおりでということで。ですからその辺で、膝と膝を突き合わせて対話がないのがこのような事態を招いているんじゃないでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（志野孝光君） いろいろ担当から町の思いを持って指導もしてきましたけれども、なかなか改善されませんので、27年度からはしっかりと、先ほど言いましたように事業の指定と金額の指定までさせていただいておる。しっかりと活動していただけたらと思います。

○議長（植村ケイ子君） 辰巳議員。

○3番（辰巳光則君） ですから、今、先ほどに話は戻りますが、町長の認識の中ではいろんな意味においてそういうことを言われていると思うんですが、商工会自体はお母様の話の中

で祭りの寄附やら総会の案内しか来ないということなんですが、こういう数字もあるんですよとご説明させていただいたんですが、それを聞かれてどうですか。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（志野孝光君） 辰巳議員のおっしゃるように、全くもってうちの母親が経営する会社には経営指導は来られていないのは、議員おっしゃるそのとおりでございます。そのままお返ししておきます。

（「議長、議長、一問一答やってるんちゃうで、これ」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） セヤからさっきもあそこで説明したように、質問は固めて1のところはこれ、ずっとやって、ほんで後は答えてもらうという形。一応初めての新人議員ということでもちょっとしましたけれども、控室でお願いしたように質問は固めてお願いできますか。

○3番（辰巳光則君） 先日、人口減少に切迫する地方自治体をどう立て直すかがテーマの講演会に行っていました。失敗例、成功例、いろいろ聞きまして、結論的には地元の企業を育て、商工業者の発展なくして自治体の未来はないということだったと思います。今一度、行政と商工会が手を組み、町の存続、発展に努力していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（植村ケイ子君） そしたら、辰巳議員のあれは、商工会と行政のほうでもう一度基本に戻って話し合って……

○3番（辰巳光則君） 話し合いをしてほしいということですね。あまりにもテーブルにつかないんでね。

○議長（植村ケイ子君） 町のためにということですね。
町長、それでいいですか。はい。

◇ 池 田 年 夫 君

○議長（植村ケイ子君） そしたら、辰巳議員の質問終わったので、池田年夫君の一般質問を許します。

池田年夫君。

○9番（池田年夫君） 議長のお許しがありましたので、一般質問を行います。
ごみ問題についてであります。

三宅町では平成19年10月1日より指定ごみ袋によるごみの有料化を実施しています。平成20年4月からは粗大ごみ処理券による粗大ごみの有料化や、新聞、雑誌、段ボールも資源ご

みとして回収しています。平成19年から昨年まで、ごみの減量化ということでごみ袋を有料化しました。ごみの減量化は進んでいますか。町長の所見を伺います。

また、三宅町のごみ収集について、分別収集がされていますが、天理市の焼却場では全てを一緒に焼却されているという住民の声もあります。プラスチックやペットボトルなど収集した後、資源ごみ、粗大ごみの処理はどこでどのようにして処理され、資源化されているのでしょうか。町長の所見を伺います。

ごみの収集について、1年ごと地域を交代されていますが、祝祭日や月曜日が振替休日などで1週間前後、それ以上収集されない期間もあります。冬場はまだいいとしても、夏場は臭いなどが気になります。改善についての町長の所見を伺います。

次に、近鉄石見駅係員について。

近鉄石見駅の係員が無人化され、1年8カ月になります。昨年まであった三宅町と田原本町の無人化に反対する看板もいつの間になくなっていきます。この間に、三宅町として10億円を投入して駅前の開発も行うことが公表されています。石見駅係員の無人化解消のため、どのように解決していくのか、町長の所見を伺います。

次に、国民健康保険税と子供の医療費についてであります。

国民健康保険税については、平成25年度予算説明で、「議案第24号 三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定案については、国民健康保険の被保険者に係る資産割額について、他市町村との比較及び国民健康保険広域化時について資産割が廃止される予定であることに鑑み、資産割額の率を医療費分100分の51を100分の25に、後期支援分100分の14を100分の7に、介護分100分の7.5を100分の4に改めることとする改正を提出いたしております。」と説明されております。国民健康保険税の広域化は、平成30年から県と市町村の運営される法律も国会で成立いたしました。国保税の資産割の廃止について、町長の所見を伺います。

また、三宅町では子供の医療費は小学校卒業するまで通院も入院も補助がされていますが、窓口負担として後で還付されることになっていますが、中学校卒業までの補助と窓口負担の解消について、町長の所見を伺います。

次に、介護保険について。

8月1日から介護保険サービスの負担が変わりました。介護保険のサービスを受けた場合、今までの1割から2割に負担が増えることになりました。本町の場合の介護保険を利用している人は何人で、このうち1割から2割になった人は何人になりますか。

また、政府は昨年の４月に消費税を５％から８％に税率を引き上げ、社会保障に回すと言っていたが、今回の介護保険サービスの負担増などについて、町長の所見を伺います。

答弁によっては、また自席で質問させていただきます。

○議長（植村ケイ子君） 志野町長。

○町長（志野孝光君） ９番、池田議員の質問に回答いたします。

１点目、ごみ問題について、うち１つ目のごみの減量化は進んでいますかにつきましては、議員もご存じのとおり、平成19年10月１日よりごみの減量化及びリサイクルによる資源化の推進並びにごみの排出量に応じたごみ処理負担の公平化等を図るため、指定ごみ袋によるごみの有料化を実施いたしました。これ以降、ごみの減量化が進み、家庭から排出される平成26年度のごみ排出量は約1,848トンであり、平成20年度の約2,000トンと比較いたしますと、約152トンの減量が実現できている状況でございます。これは、町民皆様のごみの分別の徹底など、ごみの減量化及びリサイクルによる資源化へのご協力によるものでございます。

今後、ごみ処理の広域化に向け、ごみの減量化並びにごみの再資源化を初めとしたごみ資源の有効活用などを図っていく所存でございますので、引き続きご理解とご協力のほど、お願いいたします。

続きまして、池田議員の質問の中で、天理市の焼却場では全てを一緒に焼却されているという住民の声もありますということにつきましては、本町で分別収集されたごみが天理市の焼却施設で全てを一緒に焼却処理されているということはないということをまず申し上げておきます。

２つ目のプラスチックやペットボトルなど収集した後、資源ごみ、粗大ごみの処理はどのようにして処理され、資源化されているのでしょうかにつきましては、不燃ごみ、粗大ごみは粗大ごみ処理施設に搬入し、破碎・選別処理後、鉄類を回収し、資源化業者に売却を行い、資源化を図っております。選別に伴って発生した可燃物は、焼却施設で焼却処理を行っております。

資源ごみの新聞、雑誌、段ボール、飲料缶、ペットボトルはストックヤードで一時保管した後、資源化業者に売却を行っております。

資源ごみのプラスチック製容器包装は、民間施設で中間処理後、指定法人である日本容器包装リサイクル協会を経由して、リサイクルの原材料として活用されております。

資源ごみのトレイ、発泡スチロールはストックヤードで一時保管した後、選別・圧縮処理をし、資源化業者に処理委託を行い、さきの資源ごみの新聞等も含め、資源化を図っております。

ます。

3つ目のごみ収集について、1年ごと地域を交代でされていますが、祝祭日や月曜日が振替休日などで1週間前後、それ以上収集されない期間もあります、冬場はまだいいとしても、夏場は臭いなど気になります、改善について伺いますについてでございますが、ごみ収集の地域の交代については、収集日の公平性から1年ごとの交代をお願いしております。祝祭日や振替休日に当たる月曜日のごみ収集については、収集日が2回続けて休みとなることがないよう収集計画に極力努めているところであり、祝祭日や振替休日に当たる月曜日のごみ収集につきましては、現在のところ計画しておりません。

夏場のごみの腐敗や細菌、虫の発生につきましては、生ごみの水切りやふたつきごみ箱での保管等を行っていただいていると、このようにも聞いておりますので、これからもよろしくお願いいたします。

こうしたことから、今後、ごみ処理施設の広域化に向けまして、収集計画を見直す機会があれば、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

2つ目の石見駅係員の無人化解消をどのように解決していくのかとのご質問でございますが、石見駅係員の無人化は近畿日本鉄道株式会社の一方的な方針であります。

三宅町としては、近鉄本社へ駅係員無配置化撤回の要望書の提出、奈良県選出国會議員及び国土交通省への駅係員無配置化の撤回及び係員配置を義務づける法律整備を求める要望書の提出、奈良県知事への要望活動に関する報告及び協力要請、そして本年3月川西町結崎で発生した踏切内接触事故において、石見駅での運転見合わせの無放送及びインターホンの不通に関する改善要望等で、できる限りの対応を行ってきております。

先ほど、松田議員の一般質問の回答で申し上げたとおり、近鉄石見駅周辺整備事業は平成30年度完成に向け事業中でございます。町といたしましては、石見駅前周辺整備により町の活性化を図り、同時に企業誘致を進め、石見駅の乗降客数の増加を図り、地元住民の皆様と力を合わせて、近鉄へ駅係員無人化解消の要望を行ってまいりたいと考えております。

3つ目の国民健康保険税と子供の医療費について、うち1つ目の国民健康保険の財政運営については、平成30年度から都道府県が担うこととする法律が公布されましたが、奈良県においては、県が示す標準保険料を市町村が納付する形態により財政運営を行う方針であり、現在、標準保険料の試算を県が資料を収集し行っているところでございます。

国民健康保険の税率の配分は、地方税法により応能・応益割の率を50%ずつに定められており、応能部分に当たる資産割部分を廃止すると、応益部分に割合が高くなることにより違

法状態になる可能性もあります。所得割の増についても考えていかなければなりません。被保険者の費用負担の激変を避けられるよう、30年度に向けて基金の取り崩しも含め、総合的に税率を考えてまいります。

2つ目の中学生の医療費の拡大については、町単独事業であり、財政運営上厳しいものがあるため見送らせていただいておりますが、制度開始後の小学生の通院に係る実際の町負担額を確認、検証した上で、今後検討を行う予定でございます。

また、窓口負担の解消につきましては、県内各医療施設と三宅町の医療証持参者について、現物給付を可能とする契約を個々に結ぶことは難しく、現在の国保連合会を通じての自動償還払いを継続する方向であります。

続いて、4つ目の本町における介護保険を利用されている人数、1割から2割負担になった人数についてお答えいたします。

平成27年8月1日より実施されたことから、8月1日現在の人数で回答をいたします。本町における介護認定を受けられている方は378人です。そのうち、第1号被保険者である65歳以上の方は372人おられ、そのうち312人が何らかのサービスを受けられています。1割から2割になった人は31人で、サービスを受けられている人は28人です。

次に、今回の介護保険サービスの負担増などについてお答えいたします。

介護保険制度は国民の共同連帯の理念に基づき、国民の保険医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的として創設された制度であり、今回の負担額は低所得者に対する負担減も考慮されていることから、利用者における応能負担であると考えております。

以上で回答を終わります。

○議長（植村ケイ子君） 池田議員、再質問。

再質問のときに、先ほどもお願いしたんですけれども、1、2、3、4の項目、全部再質問で上げていただけますか。

池田議員。

○9番（池田年夫君） まず、ごみの収集なんですけれども、祝祭日はごみ収集を行っていないという方針でありますけれども、天理市の焼却場では祭日も稼働させているということです。今後、やっぱり三宅町においても祝祭日、あるいはサンデーマンデーいうんですか、月曜日が休みの場合にも収集を何とか検討していけないかということなんです。

それと、石見駅の無人化の問題なんですけれども、これについても、解決方法として、ただ単に近鉄のほうが財政上、乗客数が少ないので駅係員を廃止したということについて、そ

の反発ということではなしに、近鉄ともよく折衝して、三宅町として例えば財政的にこんだけのお金を用意すると。その上で近鉄のOBだとか、あるいは人材シルバーからの人を派遣するとか、そういうことなどについても検討をしていく方法ができるんじゃないかというふうに思うんです。そして、そうすることにおいて、田原本町やあるいは天理市、あるいは県のほうからも財政的な援助をもってもらえるんじゃないかということにもなると思うんです。

まず、町としてどういうふうにしてなくしていくのかという観点からまず考える必要があるんじゃないかと。町民の安全を確保する上でも、石見駅に駅係員を配置するということはまず前提だと思うんですので、その方面についての町長の所見をお伺いいたします。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（志野孝光君） ごみの収集につきましては、議員おっしゃるように今後検討する課題であると、このように認識しておりますので、先ほども申し上げましたように、これから広域化に向けての問題等あわせて担当課とよく検討してまいります。

石見駅につきましては、やはり議員、こちらの負担で駅員を置いてはというご意見でございしますが、相当な費用、人件費をこちらで段取りしなくてはなりません。その辺も含めて、これはよくよく駅前整備の問題も含めて、費用をかけずにおるならば、少々時間はかかりますが、駅前整備を行って企業にたくさん来ていただいて、乗降客を近鉄の言う3,000人、こういうベースに乗せていくというのも一つの、お金をかけずに考えるのならそういう方法も、確かに時間はかかりますけれども。ただ、その辺の、お金をかけてすぐにやるか、お金をかけずにやっていくかは、これからよく考えなければならない点ですので、町としてもこの辺は何もしないということではありませぬので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（植村ケイ子君） 池田議員、それでいいですか。

ご苦労様でした。

◇ 森 田 浩 司 君

○議長（植村ケイ子君） 1番議員、森田浩司君の一般質問を許します。

はい、森田浩司君。

○1番（森田浩司君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

三宅町社会福祉協議会に対する町の支援について一般質問させていただきます。

三宅町の福祉サービスの中心的担い手である三宅町社会福祉協議会の運営をめぐり、混乱が起きているようです。5月中旬、志野会長が突如辞表を出され、また、社会福祉協議会会長の職務代理者である三宅町健康子ども部の部長も5月下旬お辞めになり、社会福祉協議会の運営ができないかもしれないといったことが起こっていると聞きました。さらに、この事態の修復に努めてこられた事務局の職員さん2名も退職されたと聞いています。当然、このような状態では、社会福祉協議会の運営に支障を来し、町民の福祉向上に影響が出ると考えます。

社会福祉法第6条では、「国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の促進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。」とあります。

そこで質問です。

1、これまで、三宅町の福祉の向上のために、三宅町社会福祉協議会がどのような役割を果たしてきたのかをお伺いします。

2、社会福祉協議会を支援する立場である町として、冒頭申し上げた社会福祉協議会の一連の事案について、把握されている事実経過をお聞かせください。また、利用者に対して影響が出ていないのか、今後影響が出る可能性はあるのか、お伺いします。

3、志野会長が辞表を提出され、混乱の修復に向けて取り組まなければならない会長職務代理者の健康こども部長もお辞めになりましたが、理由をお伺いします。

4、社会福祉法第6条にあるように、町は社会福祉協議会を支援や指導する責務があると思いますが、この間、町は社会福祉協議会に対してどのような協議や指導、助言をなされてきたのか。また、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策を講じる必要がありますが、今後、運営体制を立て直していくため、町としてどのように取り組んでいくのかをお伺いします。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（志野孝光君） 1番、森田議員の質問につきましては、私自身が社会福祉協議会の会長でもあり、指導、助言を行う立場からの担当部長である中田健康こども部長が回答させていただきます。

○健康子ども部長（中田 進君） 1番、森田議員の質問に回答いたします。

まず、1つ目の質問につきましては、社会福祉協議会は民間組織として自主性と地域住民や社会福祉関係者に支えられた公共性という2つの側面を併せ持った公益性の高い非営利組織であり、社会福祉法第109条においても、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、それから社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、また社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、それから社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業を行うことによって、地域福祉を推進することを目的とした団体とされております。

本町社会福祉協議会におきましても、高齢者や障害者の生活を支援するサービス等、地域福祉の推進を目的とするさまざまな事業を展開されており、現在の多様な福祉サービスに応えるため、地域の特性を踏まえ、創意工夫を凝らしたものとなっております。三宅町の福祉行政においても、昨今、地域福祉活動の重要性がますます増している中で、三宅町社会福祉協議会は地域の福祉活動実施の拠点であり、中心的な役割を果たしていると認識しております。

2つ目の質問であります。まず、一連の事案と表現されている内容で町が把握している事実経緯ですが、平成27年5月18日、三宅町社会福祉協議会の会長であった志野氏が理事職の退任届を提出され、次に、同月28日の理事会にて理事職であった私が退任届を提出し、同日、評議委員会が開かれ、法人運営が行われていたようですが、それ以後の法人運営の状況につきましては、社会福祉協議会から通知や連絡はないので、町としては回答いたしかねます。

なお、利用者への影響でございますが、先ほど申し上げました事実経緯の中では影響が出たとは考えておりません。また、今後も影響が出ることはないと考えております。

3つ目の質問につきましては、社会福祉協議会に対しての町による過度な関与は、他の公益を担う主体者との平等な競争等を阻害する要因ともなり得ることや、団体の自立的運営や事業実施における自発性が阻害されるおそれもあることから、今回、社会福祉協議会の理事を退任したものであります。

4つ目の質問につきましては、三宅町社会福祉協議会が三宅町保健福祉施設あざさ苑と三宅町デイサービスセンターの指定管理者であることから、本年度、新たに実施する業務について双方理解をし、指定管理業務の目的が達成されるよう事務処理手順の見直しを行ってまいりました。その中で、特に事業計画、年次及び月間事業報告、自主事業に関する計画等の申請、事故等の発生や苦情要望処理の報告、修繕要望の提出等に係る新様式を定めることに

より、適切かつ確実なサービスの提供が確保されているかどうか確認し、またサービスを安定的、継続的に提供することが可能であるかどうか監視して、必要に応じ指導、助言を行っています。

以上でございます。

○議長（植村ケイ子君） 森田議員。

○1番（森田浩司君） 再質問させていただきます。

現在、会長職は町長がお辞めになられたということで回答いただいていますけれども、現在、会長は不在なのですか。その点、1点お聞きします。

2、なぜ部長がこの混乱を引き起こすようなタイミングでやめられたのか、お伺いします。部長がやめることによって混乱するということは安易に予想されると思うんですけども、なぜそのタイミングでおやめになられたかというのを伺います。

3、③の回答に関して、町としての意見なのか、部長個人として考えられてご意見述べられているのか、お伺いします。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 1、2、3でいいですか。

中田部長。

○健康子ども部長（中田 進君） 今現在の会長につきましては、法人の登記事務もなかなか捗っていないと聞いております。正式な連絡はございませんので、コメントすることはできません。

それから、私が退任したタイミングのことではありますが、本来なら私の身柄の異動は4月に行われることになります、異動がありましたらの話ですけれども。それよりも以前に、従前よりあまり過度の関与はよろしくないということで、これは町長ともお話のあったところでございます。タイミングが5月28日までということにしたのは、平成26年度の決算審議があったからでございます。今、このタイミングということではありますが、そういう諸々の状況を勘案して、5月28日をもって退任届を提出いたしました。

最後に、町としてのご意見かどうかということではありますが、もちろん町と社会福祉協議会との関係のことでございます。私個人の意見ではございません。

以上でございます。

○議長（植村ケイ子君） 森田君。

○1番（森田浩司君） 今、部長から答弁ありましたけれども、決して私は辞めることが悪い

ことであるということでご指摘しているのではなく、辞めるのであれば適切な次の体制へ移行する手続などを踏まえた上で辞める必要があると考えるんですけれども、今のまま無責任に会長や部長が辞められることによって混乱が起こる、この現状を引き起こしている原因、そこに問題があると思っているんですけれども、いかがお考えですか。

○議長（植村ケイ子君） 中田部長。

○健康子ども部長（中田 進君） 一連のご質問の主たる根源、これについては、私としてはかり知ることはできません。

以上でございます。

○議長（植村ケイ子君） 森田議員。

○1 番（森田浩司君） では、町長にお伺いします。

町長として社会福祉協議会の会長、引き受けておられるのか。当然、公人として、町長として説明責任を果たす必要があると思いますけれども、補助金を出している団体でもありますし、説明する責任があると思いますが、現状、会長職をお受けになっておられるのか、お伺いします。

○議長（植村ケイ子君） 森田議員、さっきもお願いしたように、まとめて質問をお願いしますね。

○1 番（森田浩司君） はい。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（志野孝光君） 冒頭申し上げたとおりでございます。

○議長（植村ケイ子君） 森田議員。

○1 番（森田浩司君） 冒頭どのように、部長から答えるというのは町長から聞かしてもらったんですけれども、町長からの答弁はいただいていないんですけれども。

○町長（志野孝光君） 申し上げます。私が社会福祉協議会の会長でもあり、指導、助言を行う立場からの部長に回答させますと、このようにお話をさせていただきましたけれども。

○議長（植村ケイ子君） 森田議員。

○1 番（森田浩司君） では、指導する立場からお答え、部長にすることなんですけれども、部長は今、社会福祉協議会の報告などを受けていないからわからない、回答できないとありますけれども、報告を受ける、混乱が起きている中で町としてどのような混乱が起きているかというのを調べる責任があると思うんですけれども、それを怠っている中で、町長が指導する立場であるのであれば、町長の指導力不足ではないのでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） ちょっと幅広がっているんじゃないですか。ちょっとつぼめて質問、1つ、2つ出ていますでしょう。その辺に戻ってもらって質問してもらったらどうですか。

1つ目の社会福祉協議会、どのような役割を果たしてきたのかというのを先ほど説明してもらって、そこはご理解していただきましたよね。

○1番（森田浩司君） はい。

○議長（植村ケイ子君） そしたらあと、理解のできていないところをもう一度まとめて質問していただけますか。

森田議員。

○1番（森田浩司君） 補助金を出している団体であるのであれば、今現在、社会福祉協議会の役員体制など、町に報告の義務があると思うんですけども、聞いていらっしやらないということは町として回答できないとありますけれども、なぜ回答できないんですか。聞いていく必要があると思うんですけども。

○議長（植村ケイ子君） 中田部長。

○健康子ども部長（中田 進君） ただいまのご質問ですが、補助金を出しているので報告を受ける義務があるという、もちろん事業報告や決算報告もいただいております。先ほど申しました私が退任したタイミングというのは、前年度の決算を受けて審議を終わらせなければいけないという、そういうタイミングでもございました。そういうことから申しますと、補助金を出しているのにその審議を、報告を受ける必要はないというのは、ご質問はちょっと理解いたしかねますが、もちろん予算にしましても、決算にしましても、事業報告にしましても報告は受けております。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 森田議員。

○1番（森田浩司君） じゃ、ちょっと方向性を変えて聞かせていただきます。

介護を受けている方からも信頼が厚かった事務局長や長年経理に携わってきた経験豊富な2人の職員が抜けたことや、今現在、事務局長が不在のことによって、今後、事務の停滞や困難事例の解決など、当然町民へ影響があると考えられますが、どのようにお考えですか。

そして、町長としてやはり社会福祉協議会の会長を引き受けておられるのですから、当然公人として辞職した説明責任は果たしていただく必要があると思うんで、その点、2点よろしくをお願いします。

○議長（植村ケイ子君） 回答は。町長。

○町長（志野孝光君） 先ほど部長が申し上げましたように、町民様に混乱が波及しているというような現状はございません。つかめておりません。

説明責任ということでございますが、恐らく私の記憶で平成23年でしたか、当時の植村議員から、あなたは社会福祉協議会の会長をいつまで兼務されているのかという質問がありまして、私のほうからは一つの企業としてそれなりの独立ができるようなタイミングがあらわれたならば会長を引かせていただいて、幅広い考えのもと、協議会を運営していけたらというような回答をした記憶がございます。その時期がやってきたという判断をいたしましたので、後進に道を譲る形で一旦は引かして、提出をさせていただきましたが、皆さんなかなかそれを認めていただけなかったのか、現在に至っておるところでございます。

○議長（植村ケイ子君） 森田議員。

○1番（森田浩司君） 今の意味がわからなかったのもう一度わかりやすく回答をお願いします。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（志野孝光君） 私としては、ここに書いてありますように5月中旬、日としては5月18日だと記憶しておりますが、5月18日に協議会のほうに辞表を、辞める意思を表した形で辞表を届けさせていただきましたが、その後どのように審議されたかは全くもって、会議の内容等は出席をしておりませんのでわかりません。以降、例えば植村議長であったり、衣川副議長であったり、園田議員だったり数度となくこれではあかんよって、会長戻らんかいというような説得にお越しをいただき、川口議員にも部屋にお越しをいただき、戻って続けたらどうやというような話もお聞きして、梅本理事からちょっと日は忘れましたけれども、理事会を開きたいというような意見がありまして、その日の午後、私も日程空いておりましたので、あざさ苑のほうに呼ばれまして理事会をするということで、急遽その会議に呼びつけられまして、そこで、何もかも受けていないから、辞表はあるけれども受けていないからということで、今も多分そうやと思いますけれども宮北副会長のほうから話が出まして、会長の継続をせよということで、現在、会長をさせていただいておるところでございます。

○議長（植村ケイ子君） 森田議員、その経過、わかっていただけましたか。

○1番（森田浩司君） わかりました。

○議長（植村ケイ子君） ほかにありますか。

○1番（森田浩司君） では、戻られたということなんですけれども、先ほど適正なタイミングで辞める時期が来たから辞めたとおっしゃいましたけれども、なぜ戻られたのかお伺いし

ます。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（志野孝光君） それは、先ほど森田議員の質問にもありましたように、急遽事務局の職員が2名同時に辞められたということでもあり、その辺を考えて、先ほど言いましたメンバーの方々以外にも当時の、今も多分そうやと思います、梅本理事、宮北副会長も含めて、もう一回経営をしっかりとやってくれという意味で会長に戻るように説得に来られたと認識をしております。

○議長（植村ケイ子君） 森田議員。

○1番（森田浩司君） では、そもそも辞表を出されることがなければ、職員さん2名辞めることもなく、混乱も起こることなく、このようなことが社会福祉協議会には問題が起こることとはなかったと思うんですけれども、その辺の責任についてどうお考えですか。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（志野孝光君） それはそもそも論でありまして、ここに書いています事務職員、私が就任をいたしました当時は職員がおりまして、先ほどの中田も出向しておりましたけれども、その後、プロパーの職員から局長選んで約2年間ほど、いろんな面で直接指導してきて、育ってまいりましたので、その辺はタイミング的に私は何ら間違いはないと、このように思っております。

○議長（植村ケイ子君） 森田議員、あといけますか。

○1番（森田浩司君） もうこのままでは押し問答が続きますので、このあたりで今回質問は終わらせてもらおうと思うんですけれども。

少子高齢化の進行など、地域社会が変化し、暮らしを取り巻く不安や困りごととも多様化しています。三宅町をはじめ、この4月に改正介護保険法が施行され、住民の支え合いを基盤とする地域包括ケアシステムの構築に向けて動き出しました。このように新しいことにも取り組んでいかなければならない非常に大切な時期にもかかわらず、志野会長の辞表提出に始まった一連の混乱により社会福祉協議会の運営体制が弱体化しています。ひいては町民の福祉にも影響が今後考えられると思います。三宅町は社会福祉サービスの中心的な担い手である三宅町社会福祉協議会の安定した経営と運営を支援していく必要があります、早急に責任を持ち取り組んでいくことをお願いして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（植村ケイ子君） ご苦労様でした。

◇ 森 内 哲 也 君

○議長（植村ケイ子君） 次に、2番議員、森内哲也君の一般質問を許します。

森内哲也君。

○2番（森内哲也君） 今、議長よりお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

なお、回答により、再質問は自席にてさせていただきます。

3つ、質問させていただきます。

まず1つです。三宅町の福祉政策について町長にお聞きします。

6月議会で一般質問させていただき、三宅町の高齢化対策について、今後三宅町に合った、三宅町にマッチした地域包括ケアシステムのあり方を検討してまいりますと回答をいただいています。

三宅町の福祉を考える上で、キープレイヤー、主となって動いていただく三宅町社協、社会福祉協議会、非常に大事な機関だと思っています。町の行政のトップ——町長ですね、町長と三宅町の福祉政策の主となって動いていただく社協のトップが同じであるメリットは何だとお考えでしょうか。

2つ目です。こちらも町長にお伺いしたいと思います。

地方創生が動き始めており、やる気があり、創意工夫したところを支援すると強調されています。やりたいことがあって、そのために補助金を取るというのが本来の目的ですが、補助金をもらいたいために国や県に認めてもらいたいという動きでは、ちょっと本末転倒ではないかと考えています。

6月議会で一般質問、これもさせていただきました。三宅町の未来の姿ということでしたが、そのとき、こういった回答を得ています。今後、日本全国に三宅町を知ってもらい、訪れていただけるよう、三宅町にある観光資源、太子道、屯倉古墳群、万葉歌碑、恋人の聖地などを積極的にPRし、また全国に発信中の恋人の聖地のブランド力を生かし、モニュメントの完成時には云々かんぬんということではいただいております。三宅町の魅力を紹介するプロモーションビデオを活用し、さらなる観光客増加や企業誘致をしていきたいというふうに回答いただいています。

そこで、町長が考える、補助金を使ってでも目指したい三宅町の姿について、観光行政についてお話しいただけたらと思います。

3つ目です。先日行われました恋人の聖地を使ったイベント、トキメキ婚を実施されてい

たと思います。私も見ていただく側として参加していました。そのときに、三宅町の職員さんが何名か参加されていました。せっかく参加されていたんで、やる側としてはどんな点がよかったのか、もっとこうしたほうがおもしろかったのか、もっと生かせるように、感想とかを聞いたかったんですが、そういった点を担当部局のところは聞き取りされているのかどうかということで、お聞かせいただけたらと思います。

また、どういった経緯でトキメキ婚が計画されて、どういったところを目標とされていたのか、お答えいただけたらと思います。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（志野孝光君） 2番、森内議員の社会福祉施策についての質問に回答いたします。

議員の質問にある、町行政のトップと三宅町の福祉施策のキープレイヤーである社協のトップが同じであるメリットは何なんだとお考えですかとの回答といたしましては、私はメリット云々を考えて会長職を引き受けているわけではありませんし、メリットはないと回答いたします。

2つ目の地方創生を見据えた三宅町独自の発展について、観光行政にポイントを絞って回答せよとのことでございますが、観光行政の観点で申し上げますと、観光と農商工業、文化、スポーツ等の連携による民間業者の活性化、来訪者の受け入れによる人的交流等による地域の活性化、その影響により町全体が活性化していくことが一番望ましいことに思えます。決して費用対効果で判断することではなく、金銭的なことにつきましては2次発生的なことであると考えております。

そして、天理市との定住自立圏協定書の中でも記載にありますように、広域観光の推進が三宅町にとって重要なことと考えております。三宅町としての取り組みについては全力をもって行ってまいりますが、小さな町としての限界もあるかもしれません。そこにつきましては、広域で大きなイベント等を行うことでさまざまな効果が期待され、越えていくことができると考えております。

今後も、三宅町といたしましては、天理市はもちろんのこと、近隣市町村とも連携し、規模の大きな観光行政を積極的に行いたいと考えております。

続きまして、3つ目のあざさトキメキ婚につきましては、イベントに絞った質問でありますので、担当の江蔵未来創造部長が回答をさせていただきます。

○議長（植村ケイ子君） 江蔵部長。

○未来創造部長（江蔵潔明君） 3点目のトキメキ婚についてお答えいたします。

まず職員に対して、聞き取り結果との質問ですけれども、5月23日土曜日に行われました「三宅町あざさトキメキ婚」につきましては、職員はあくまでも個人として参加しておりますので、聞き取り調査は行っておりません。

次に、どういった経緯で立案、目標というご質問ですが、三宅町の観光イベントの一つとして、若者が夢や希望を持って新しい家庭を築くことができる社会の実現を目指して、出会いの場となるイベントの情報を提供するために、専門のイベント企画会社と協力して事業を行いました。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 森内君、再質問どうぞ。

○2番（森内哲也君） それではまず1番、社会福祉政策について回答いただきましたので、再質問させていただきます。

トップが社協と三宅町、メリットはないということですが、聞きようによれば、やれと言われたからやった、あるいはそうなるべくしてなったみたいに聞こえるんですけれども、そういった認識でよろしいでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） あと2番、3番の再質問ありますか。

○2番（森内哲也君） ついでのほうがいいんですか、はい。

それでは2番、地方創生、観光行政のことについても、そしたら質問させていただきます。

先ほどの回答で、金銭的なことは2次発生的なことであるという回答なんですけれども、費用対効果が2次的な観光というのはちょっと具体的にイメージできないんで、費用対効果がない観光というのをちょっともう少しわかりやすく説明していただけたらと思います。

もう1点、地方創生というのは地方独自のということを打ち出されていたと思います。なのに、観光で近隣と連携してということ、こちらもあったと思うんですけれども、三宅町独自で観光について力を入れるという考えはないのかなということがもう1点。

3つ目、トキメキ婚のことですが、聞き取りはしていないということですが、先ほど町長の回答で、2次的、金銭的なことは二の次だということであれば、なおさらよかったのか悪かったのか、出会いの場とほんまにこれであるのかと聞けるのであれば聞いていただきたいかった。もし、企画会社がそういったことを聞いているのであれば、企画会社から通してどうやってみたいなことはお聞きされて当然ではないかと思うんですけれども、その回答、いただけたらと思います。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（志野孝光君） 1つ目の、やれやっただでやっているのかという質問ですが、決してそうやございません。

2つ目、お金の絡まず2次発生的な部分についてでございますが、例えば森内議員もボランティアでたくさん町づくりにかかわっていただいておりますけれども、三宅町の現状といいますと、ここの質問にも書いていますように、ものを買ってもらったり、売るもの——現在はそちらへの取り組みは立ち遅れております。これにつきましては、ご承知のとおり、例えば農業委員会の融資であつたりで、特産品となるような金ゴマや里芋の栽培が現在順調に進んでおりまして、金ゴマも恐らく昨日だったと思いますけれども、刈り取り作業が終了いたしました。非常に県内でも有名なぐらい生産高が上がったということを聞いております。こういうふうなものを現在取り組んで作っておる段階でございます。

ボランティアガイドの皆様方の本当に力強いご支援がありまして、三宅町を近年訪れていただく観光客の皆様方が年々増えてきておるなか、議員おっしゃるように、売るものがなかったり、お金を落としてもらうところがないというのも現状でございますが、このアンバランスを徐々にやっぱり、何もかもが同時に三宅町の中では進んでいきにくい、スタートが切れていないのも現状でございますので、そこをご理解いただいて、そこは町としてもしっかりと取り組んで埋めていく、遅れているところは追いついて歩調を合わす、バランスをとる、こういった観光を目指してまいりますので、そこはご理解いただかなくては。今を言うていただくと、ちょっとしんどいのが現状でございます。

あと観光について、三宅町として取り組んでいく考えはないのかなという質問もされたと思いますが、それについてはいろいろな面でやっておりますので、そこは議員、先ほど言いましたようにお手伝いをいただいている側からよくよくご存じやと思いますので、それを回答とさせていただきます。

○議長（植村ケイ子君） 江蔵部長。

○未来創造部長（江蔵潔明君） 失礼します。

当然、個人のプライバシーもありますので、そこまでも町としては踏み込んでおりません。当然、誰が参加したかという名簿もいただいております。ただし、当日29名参加でどういう方という詳しい報告は事業者からいただいております。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 森内議員。

○2番（森内哲也君） ちょっとやはり一遍に質問するとなかなか話がわかりにくいんじゃない

いかなと思いますけれども、とりあえず1番について、やれと、やらないといけないからやっているというわけではないということなんで、ではどういった目標なり自分なりの考え、こういったことしたいとかというところを聞かせていただかないと、やはり社協は三宅町において社会福祉をやっていただく機関なので、何かこうしたいとかというところがないと、ちょっと町民としては福祉がどうなるのかなという不安な面はあるので、やはり何かこうあってほしいとか、こうしたいとかという言葉을 いただきたいなと思います。それをちょっとないのかなと、もう一度質問させていただきたいと思います。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（志野孝光君） 福祉の面につきましては、法等々則って職員が、町職員も対応しておりますし、先ほどから名前の挙がっております社会福祉協議会としても対応しておりますので、その辺は私がここで会長として申し上げることは控えさせていただきたいと思います。町長としては当然、福祉、福祉と社協の話が出てきますけれども、福祉法ではやはり園の、保育所の運営からいろんな福祉の面も含めてのことでございますので、小さいお子さんからご高齢の方々までが、みんなが幸せに暮らしていける町づくりを目指すのが町長としての方針と考えております。

○議長（植村ケイ子君） 森内議員。

○2番（森内哲也君） ありがとうございます。

一応、福祉、福祉となぜ聞くのかということなんで、突然辞められたということをお聞きしているので、ちょっと町民としては不安なところがあるのでお聞きしております。

やはり、社会福祉のキープレイヤーである社協がトップで、町長もトップということであれば、福祉が充実すること、発展していくことというのは、やはり三宅町の住民さんにとってももちろん利益であるので、それは町としても当然望むことだと思います。だからこそ、トップに充てられているからやっていると言われるので、そういう思いを持っていただいているとは思いますが。

なお、さらに、三宅町としては福祉だけをやっているわけでは当然ない。限られた予算の中でやっているの、社協でやっていることも充実すれば三宅町民が喜ぶ、その中で限られた予算を扱う、町長もそこでやるということなので、そういった面で、突然辞められた、理由がよくわからないということを聞いているので、町民としては非常に不安なので、何か大丈夫ですよという理由というんですか、辞めた理由、話せる範囲で伝えていただけたらなと思うんですけれども。

○議長（植村ケイ子君） 森内君、それはさきに森田議員のところで回答があったと思うの
と……

○２番（森内哲也君） ああ、はい、辞める時期が来たからということですね。

○議長（植村ケイ子君） 森内君の質問の中には関連していないと思います。

○２番（森内哲也君） わかりました。

○議長（植村ケイ子君） 森内議員。

○２番（森内哲也君） じゃ、２番について質問します。

○議長（植村ケイ子君） ２と３ともう一緒に言うてくださいね。

○２番（森内哲也君） ２と３と。

○議長（植村ケイ子君） はい。もし再質問があれば。

○２番（森内哲也君） はい。なかなか難しいですね。先ほどの質問を受けてということにな
ると思いますけれども、三宅町独自で観光行政、あなたも知っているからやっているでしょ
うということで、やはりこれも未来の姿、どうしたいのかというのが見えないんで、不安な
気持ちで質問させていただいています。いろんなもの、ケーキだとかつくって頑張ってい
ただいているのは当然知っていますので、じゃ、どこで売るねんとか、今、費用対効果は二の
次だと言われるとなおさら、費用対効果でないものはじゃ何なの、もうちょっとわかる範囲
で、これやからというふうにはっきりと言っていたかないとちょっと不安になる面がある
ので、三宅町独自としては、やはり発展しているよだけでは済まされないというか、こうい
ったところを目指してくださいということをお伝えいただけたらなと思うんですけれども、
よろしくお願いいたします。

○議長（植村ケイ子君） 町長、回答できますか。町長。

○町長（志野孝光君） 議員もよくご承知のとおり、三宅町の観光は、先ほども言いましたよ
うに本当によろやくスタートを切ったところでございます。物を売る部分については非常に
遅れておるといのも先ほど申し上げました。三宅町の観光の、私思うのにネタといたしま
しては、例えば先般も、先日も産経新聞に掲載されましたし、その数カ月前には読売新聞に
も屯倉古墳群が大きく取り上げられております。また、議員もトキメキ婚で紙芝居をしてい
ただきました。福祉の先駆者、忍性さん、こういう方も三宅町でお生まれになってお育ちに
なっておるわけでございます。それ以外にも太古の古道と言われております太子道、これも
現存するのが三宅町の観光の一つ、本当に輝かしいネタであると私は考えております。あと、
恋人の聖地、こういった新しい、いにしえの部分の観光資源以外に新しい名所をつくり、展

開していくことも幅広い年齢層を取り込むには非常に有効なもの、施策の一つだと考えております。

こうした状況がございますので、三宅町の観光は本当にまだまだスタートを切ったところでございますけれども、本当に未来に対しては明るいもの、力強いものがあり、三宅町の本当に力というものは計り知れない、観光については無限大だと、私はいつもこのように考えております。

○議長（植村ケイ子君） いいですか。はい、どうぞ。

○2番（森内哲也君） 始まったばかり、無限大であるからこそ、こういったところで注目を浴びているのを使ってお金をおろしてもらおうとか、商工業に結びつけられるということもあると思います。先ほど辰巳議員からもちっと商工会との連携が足りないんじゃないのかというような質問もあったと思うんですが、その辺でやはりどうしても本気でやる気があるのかというところで不安になるのでどうしてもこういった質問になるんで、何か具体的な未来像をお示ししていただけたらなと非常にいつも思います。

前回、園田さんの答えに、太子道、実はこんな広かったんやとちょっと幅を広げるとかというのは、すごく具体像が浮かんできて、それを利用すればまた何かいろいろと発展できるんかとなるんですけれども、具体像、具体例を、頑張りますじゃなくて、ちょっとお金とかのこともあるんですけれども、町長の持つておられるビジョンをぜひ本当に見せていただけたらなと思います。

すみません、答えられない。今のところ、なかなか答えにくいのかもしれないんで、ぜひ、それでは考えていただいて、また町民の皆さんにもこういったところを目指すよということを示していただけたらと思います。はい、ありがとうございます。

○議長（植村ケイ子君） それでいいですか。はい、ありがとうございます。

以上で一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（植村ケイ子君） これをもちまして、本日の日程は全て終了しました。

なお、あす10日より17日までは各常任委員会並びに特別委員会開会のため休会とし、9月18日午前10時より再開し、特別委員会並びに各常任委員会に付託されました各議案について、委員長の報告を求めることにします。

本日は台風18号の影響で雷を伴う暴風雨に注意との気象情報ですので、くれぐれもご注意

いただきますようお願いいたしまして散会いたします。

皆様、お疲れさまでした。

(午前11時56分)

平成27年9月三宅町議会第3回定例会〔第3号〕

招集の日時 平成27年9月18日金曜日午前10時00分開議

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

森 田 浩 司	森 内 哲 也	辰 巳 光 則
松 田 晴 光	衣 川 喜 憲	園 田 時 廣
植 村 ケイ子	川 口 靖 夫	池 田 年 夫
辰 巳 勝 秀		

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	志 野 孝 光	副 町 長	北 野 勝 也
教 育 長	土 江 義 仁	教 育 委 員 長	岡 本 佳 世 子
監 査 委 員	片 岡 嘉 夫	総 務 部 長	岡 橋 正 識
未来創造部長	江 蔵 潔 明	くらし創造部長	松 本 幹 彦
土木環境部長	東 浦 一 人	教育委員会事務局長	岡 本 豊 彦
会 計 管 理 者	乾 輝 男	幼 児 園 長	吉 井 五 十 鈴

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	山 田 恵 二	モニター室係	堀 川 佳 則
モニター室係	因 幡 紗 友 子		

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

5 番 議 員	衣 川 喜 憲	6 番 議 員	園 田 時 廣
---------	---------	---------	---------

平成27年9月三宅町議会第3回定例会〔第3号〕

議 事 日 程

平成27年9月18日 金曜日

午 前 10時00分 再 開

日程第1 特別委員長及び常任委員長報告

(1) 決算審査特別委員会委員長報告

(2) 総務建設委員会委員長報告

(3) 福祉文教委員会委員長報告

追加日程第1 議案第65号 平成27年度三宅町一般会計第9回補正予算について

追加日程第2 議案第66号 平成27年度三宅町公共下水道事業特別会計第1回補正予算について

追加日程第3 承認第13号 (専決処分事項報告) 平成27年度三宅町一般会計第8回補正予算について

◎開議の宣告

○議長（植村ケイ子君） 皆さん、おはようございます。若干早いようですけれども、お揃いのようなので始めたいと思います。

平成27年9月三宅町議会第3回定例会を再開します。

ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。

よって議会は成立しました。これより本日の会議を開きます。

（午前9時58分）

○議長（植村ケイ子君） 森田君。

○1番（森田浩司君） 本会議で、私が行った総括質疑の答弁の中で2点誤りがあったと思われますので、訂正をお願いします。

（1）委員会を設置させてもらいましたのは、平成25年度も要綱でやらせてもらったことがあったのですが、今回は長期的にバスの運行について考える必要があると思いましたが、今年度からそういう方向にしていこうということになりましたと答弁がありましたが、平成24年度ではありませんか。

（2）もし、委員会が設置しなければ昨年度予算で計上していた分については補正で下げさせてもらおうかなというふうに思っておりまして、ちょっと迷いがございましたのが現状でございますと答弁がありましたが、本年度予算で計上していた分について補正で下げさせてではありませんか。

訂正をお願いします。

○議長（植村ケイ子君） 吉井園長、いいですか。

（「いいですかって議長、そんなん何もペーパーもないのに、森田議員の言うてはることしか今ないのに、そんなん訂正いいですかって、何も答えられしませんやん」と呼ぶ者あり）

○副町長（北野勝也君） 今のは森田議員の発言ではなくて、こちらから理事者側からの発言の修正という形なんですけれども、発言につきましては責任を持ってお答えしておりますので、ご自身の訂正であれば考える余地はあるかと思うんですけれども、理事者側からの発言につきましては責任を持ってやっておりますので、そういうことでご了承いただきたい。

○議長（植村ケイ子君） 衣川議員。

○5番（衣川喜憲君） 森田議員の質問の件の中で、町長の答弁に私ほか2名の議員の認識と

ちょっと違いがありますので、訂正をお願いいたします。

9月9日の森田議員の一般質問の町長の答弁の中で、事実と少し異なるところがあるので修正をお願いします。

町長からは、社会福祉協議会の件で、植村議長であつたり、衣川副議長であつたり、園田議員であつたりが数度となく、これはあかんと言って、会長に戻らんかいといったような説得にお越しいただき云々とありましたが、私、2人の議員に確認したところ、会長にとは言っておりませんので、そここのところの削除をお願いいたしたいと思います。他の議員や理事の方が言われたんじゃないでしょうか。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） そうしたら、衣川議員の意見だけは聞いておきます。

◎議事日程の報告

○議長（植村ケイ子君） 本日の議事日程は、お手元に配付しておりますとおりであります。

◎特別委員長及び常任委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（植村ケイ子君） 日程第1、決算特別審査委員長及び各常任委員長の報告についてを議題とします。

去る9月9日の本会議において、常任委員会並びに決算審査特別委員会へ付託いたしました議案等について、各委員長の報告を求めます。

まず、9月10日と11日に開会されました決算審査特別委員会の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、園田時廣君。

○決算審査特別委員会委員長（園田時廣君） 決算審査特別委員会報告。

去る9月4日、第3回定例会本会議において決算審査特別委員会が設置され、9日に当委員会に審査付託を受けました、平成26年度三宅町一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計歳入歳出決算、山辺広域行政事務組合各会計歳入歳出決算について、予算の執行が関係法令に沿って適正かつ効率的に行われたかどうか、行政効果が発揮できたか、行政サービスの提供が的確に図られているかなどに視点を置き、去る10日、11日の2日間にわたり委員会を開催し、慎重に審議いたしました経過並びに結果についてご報告申し上げます。

最初に、ご承知のとおり、財政健全化法にかかわる健全化判断比率報告で、実質公債比率

については、平成25年度より26年度は4.0%から2.9%になり、将来負担比率も31.8%と基準値を下回り、今後の行政運営にますます期待するところであります。

それでは、まず平成26年度三宅町一般会計歳入歳出決算について、歳入決算額は33億8,805万4,049円で、歳出決算額は31億8,566万2,070円、歳入歳出差引額は2億239万1,979円であります。

次年度へ繰り越す事業として、地域住民生活等緊急支援交付金事業、子ども子育て支援事業、地域消費喚起・生活支援型事業、近鉄石見駅周辺整備事業に係る一般財源分である、繰越明許繰越金284万5,802円と歳計剰余金繰越金1億9,954万6,177円が繰り越されています。

次に、歳入について主なものとして、町税で6億2,937万5,335円となり、徴収率は99.1%、歳入決算額に占める割合は18.6%になっております。

地方譲与税及び各交付金収入では1億626万円で歳入決算額の3.2%であります。

地方交付税は17億189万8,000円、歳入決算額の50.2%になっております。

分担金及び負担金並びに使用料金及び手数料では、幼児園保護者負担金、式下中学校普通交付税負担金を初め、町営住宅使用料、幼児園授業料並びに指定ごみ袋売払い手数料ほか、各施設使用料などを含め1億1,309万4,390円で歳入決算額の3.3%となっております。

次に、国・県支出金では、児童手当交付金など、障害者自立支援給付費負担金、緊急雇用創出交付金、臨時福祉給付金事業、子育て世帯臨時特例給付金事業、社会保障・税番号制度補助金、総合センター等運営費補助金、放課後児童健全育成事業費補助金、県民税徴収事務委託金、衆議院議員選挙・県知事及び県議会議員選挙の事務委託金等を合わせて3億9,995万5,228円となり、歳入決算額の11.8%になっております。

財産収入では、事業残地売払収入、公用車売払収入、各基金利子等を合わせ917万1,569円となり、歳入決算額の0.3%になっております。

寄付金では、ふるさと納税として10万円があり、歳入決算額の0.01%となっております。

繰入金並びに繰越金では、地域振興基金繰入金、前年度歳計剰余金繰越金及び繰越明許繰越金を合わせて1億9,839万8,072円となり、歳入決算額の5.8%となっております。

諸収入においては、市町村振興宝くじ収益金、住宅新築資金等貸付金元利収入、職員駐車場収入、コミュニティ助成事業助成金、源泉所得税返還金等を合わせて4,430万1,455円となり、歳入決算額の1.3%となっております。

町債では、臨時財政対策債、地方道路整備事業債、一般公共事業債、一般単独事業債、公営住宅建設事業債を合わせて1億8,550万円となり、歳入決算額の5.5%となっております。

次に、歳出においては、予算額に対する執行率は93.3%となっており、そのうち議会費は6,388万8,816円で歳出決算額に占める割合は2.0%です。

総務費は企画費、徴税费等ほかで6億1,823万9,186円の19.4%の執行となっております。

民生費においては、社会福祉費、児童福祉費を含め9億4,409万7,431円の29.6%となり、衛生費は、保健衛生費、清掃費等を合わせて2億5,692万2,862円の8.1%であります。

次に、農林水産業費及び商工費はあわせて4,903万2,631円の1.5%で、土木費は、道路橋梁費、都市計画費、住宅費等を含め3億7,484万2,398円の11.8%となっております。

消防費については、2億5,283万1,451円の7.9%となり、教育費では、小・中学校費及び幼稚園費、社会教育費などを含め2億6,439万9,438円の8.3%です。

公債費については、元金利子を含めて3億6,140万7,857円で11.4%の執行であります。

執行された中でも主な支出の内容は、「決算のあらまし」から、会計全体の人件費で9億5,101万6,000円となり、歳出決算額の29.9%になっております。

補助費等については、奈良県広域消防組合分担金、三宅町社会福祉協議会運営事業費補助金、国保中央病院組合負担金、シルバー人材センター運営負担金並びに式下中学校組合負担金等で3億3,980万円となり、歳出決算額の10.7%になっております。

公債費は、町債借入金の元利償還額で3億5,262万6,000円となり、歳出決算額の11.1%でありました。

繰出金は、各特別会計への繰出金として4億327万8,000円となり、歳出決算額の12.7%を占めております。

また、投資的経費については、土木費や教育費などの普通建設事業費が1億5,321万1,000円となり、歳出決算額の4.8%となっております。

次に、審査結果について申し上げます。

歳出では、総務費においては不用額に関すること、町制40周年記念関連事業について、予算についての補正、流用について、職員研修について、例規集の町ホームページでの閲覧について、コミュニティ助成事業及び魅力あるまちづくり交付金について、地域公共交通タクシー事業等についてであり、民生費においては、消費生活相談について、中南和法律相談センターについて、臨時福祉給付金給付事業について、児童館及び放課後児童健全育成事業の指定管理について、地域人権交流委託事業についてなどであります。

衛生費においては、健康かるてシステム保守委託料について、国保中央病院負担金について、また農林水産業費においては、遊休農地の面積、活用状況、今後の取り組みについて、

屏風水路改修工事について、町特産品振興協議会について、井堰機能診断業務等についてであり、商工費においては、恋人の聖地及び恋人の広場周辺整備について、土木費においては、企業立地について、石見駅前周辺整備について、当初計画に対しての実行率について、交通安全対策事業について、公園草刈作業委託等について、また教育費においては、給食室の機器ほか備品購入について、ソーラーイルミネーション購入について、地域人権学習リーダー育成事業について、学校地域パートナーシップ事業について、ふるさと歴史案内板などについて、各々質疑いたしました。

次に、歳入についての質疑としては、町税の滞納分の不納欠損額の内容について、地方交付税の割合について、自衛官募集事務委託金についての質疑を行い、一般会計の歳入歳出決算については、賛成多数で原案のとおり承認いたしました。

次に、平成26年度三宅町国民健康保険特別会計決算については、歳入決算額 8 億6,045万4,769円に対しまして、歳出決算額は 8 億1,076万3,814円で、実質収支は4,969万955円となった決算内容であり、国保税の不納欠損金及び延滞金について、町の医療費の推移及び今後の保険料について、広域化について、町にとってのメリット及びデメリットについて質疑を行い、本委員会は賛成多数で原案のとおり承認いたしました。

続いて、平成26年度三宅町後期高齢者医療特別会計決算については、歳入決算額9,306万5,774円に対しまして、歳出決算額は9,291万8,974円で実質収支額は14万6,800円の決算内容であり、収入未済額について、件数及び今後の徴収対策についての質疑を行い、本委員会は全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次に、平成26年度三宅町介護保険特別会計決算については、歳入決算額は 6 億3,295万8,521円に対しまして、歳出決算額は 6 億3,164万2,097円で、歳入歳出差引額は131万6,424円となり、保険料の不能欠損額について、町の要支援・要介護の認定者の内訳及び推移について、介護予防普及啓発事業についての質疑を行い、本委員会は賛成多数で原案のとおり承認いたしました。

次に、平成26年度公共下水道事業特別会計決算については、歳入決算額は 3 億2,897万9,483円で、歳出決算額は 3 億2,884万3,483円で、歳入歳出差引額は13万6,000円となり、下水道未接続の世帯について、下水道長寿命化計画の策定について、下水道の通っていない場所の対応についてなどの質疑を行い、本委員会は賛成多数で原案のとおり承認いたしました。

次に、平成26年度三宅町水道事業会計決算については、収益的収入決算額 1 億9,454万9,444円に対しまして支出決算額は 1 億8,065万5,282円で、収支差引額は1,389万4,162円と

なっております。

また、資本的収支における収入決算額は373万6,800円、支出決算額は9,161万7,108円で、収支差引額は8,788万308円の収入不足となるため、当年度分損益勘定留保資金から同額が補填された内容であり、有収水量率について、県営水道と自己水の割合及び今後の県水利用についてなどの質疑を行い、本委員会は賛成多数で原案のとおり承認いたしました。

以上が、当委員会に付託を受けました平成26年度各会計決算の審議経過及び費用対効果の面から審議し、いずれも原案のとおり承認いたしましたことをご報告申し上げ、委員長報告といたします。

また、各委員におかれましては、何卒よろしくご賛同いただくことをお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（植村ケイ子君） ご苦労さまでした。

続いて、9月15日午前9時30分より開会されました総務建設委員会の報告を求めます。

総務建設委員会委員長、松田晴光君。

○総務建設委員会委員長（松田晴光君） 総務建設委員会の報告をさせていただきます。

去る9月9日、第3回定例会本会議において、総務建設委員会に付託を受けました各議案について、15日に総務建設委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果についてご報告します。

まず、議案第52号 平成27年度三宅町一般会計第7回補正予算案について、歳入では、県支出金で総務補助金として、「活力あふれる市町村応援補助金」476万2,000円の増額、「奈良モデル推進補助金」で1,397万円の増額補正がされています。

繰越金は、前年度歳計剰余金繰越金1億8,954万6,000円が増額補正されています。

雑入は、「寺川左岸水路擁壁復旧補修に係る近畿農政局からの負担金」65万7,000円、「花いっぱい推進事業」として2万円の増額がされ、助成事業助成金では、奈良県市町村振興協会助成金で10万5,000円、消防団員安全装備品整備等助成金で11万3,000円が増額されています。

町債では、臨時財政対策債で197万8,000円の増額の補正がされています。

次に、歳出について、議会費では、人事異動に伴う職員人件費で172万1,000円の減額補正がされています。

総務費では、一般管理費で職員人件費並びに研修会参加に係る経費を合わせて45万4,000円の増額補正がされております。

財産管理費では、土地売り払い事業に係る看板等の購入費用、公共施設等整備基金積立金を合わせて1億8,030万5,000円の増額補正がされています。

企画費では、ふるさと三宅創生事業における絵本増刷に係る費用として32万4,000円の増額補正が行われております。

民生費では、社会福祉費の消費生活総務費で消費生活相談室の実施場所があざさ苑に確定したことに伴い、通信運搬費で4万2,000円の増額、インターネット使用料で14万1,000円の減額補正がされています。

土木費では、道路橋梁費で、町道2号線道路工事において90万6,000円を委託料から工事請負費に振り替える補正、寺川左岸水路擁壁復旧補修に係る水利組合への負担金67万9,000円が増額補正されています。

都市計画費の下水道事業費では、人事異動に伴う人件費の調整として223万円の増額がされています。

消防費では、非常備消防費で三宅町消防団安全装備品の購入費11万3,000円の増額がされています。

予備費については、補正予算の財源調整のため、1,956万円の増額補正がされています。

次に、審査の経緯について、歳入歳出とも科目ごとに審議を行い、歳出では財産管理費においては、公共施設等整備基金積立金に関し、公共施設整備計画の策定に関することについて、また企画費の印刷製本費においては、絵本の印刷について、現在の在庫及び今後の計画についての質疑を行い、本委員会は賛成全員で原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第57号 三宅町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）の施行に伴い、番号法において定義される「特定個人情報」は、三宅町の個人情報保護条例における「個人情報」の適用範囲となるよう規定の改正を行うことにより、本町が保有する特定個人情報の適正な取り扱いを確保するとともに、「特定個人情報の利用の制限」等に関する規定を追加し、情報提供等記録を含む特定個人情報に対する必要な保護措置を講ずるための条例の制定であり、本委員会は内容等の質疑を行い、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第62号 国保中央病院組合規約の一部を変更する規約の制定については、国保中央病院組合の機動的運営を図るため常勤の副管理者を新たに設置し、議会の議員の選出方法を構成町の議会に委託するとともに、経営協議会を新たに設置する規約の変更であり、本

委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第63号 三宅町公共施設等整備基金条例の制定については、三宅町における公共施設等の将来にわたる整備に要する資金に充てることを目的に、基金を新設するための条例制定であり、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第64号 三宅町道路線の認定については、石見地区における住宅開発行為に係る道路寄附に伴い、1路線を認定するものであり、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認しました。

次に、承認第10号 （専決処分事項報告）平成27年度三宅町一般会計第4回補正予算については、小柳井堰破損に伴う河川水防対策に要する経費並びに近鉄石見駅前周辺整備事業における安全対策のための予算措置が緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法179条第1項の規定により専決処分されており、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、承認第12号 （専決処分事項報告）平成27年度三宅町一般会計第6回補正予算について、近鉄石見駅前周辺整備事業に係る家屋補償費等に対する予算措置について緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法179条第1項の規定により専決処分されており、補償対象件数についての質疑を行い、本委員会は原案どおり全員賛成で承認しました。

以上は、総務建設委員会に付託を受けました議案の審議経過であり、慎重に審査を行い、各々原案のとおり全員賛成で承認いたしましたことをご報告申し上げ、委員長報告といたします。ありがとうございました。

○議長（植村ケイ子君） ご苦労さまでした。

続いて、9月15日午後1時30分より開会されました福祉文教委員会の報告を求めます。

福祉文教委員会委員長、川口靖夫君。

○福祉文教委員会委員長（川口靖夫君） 福祉文教委員会委員長として報告をいたします。

去る9月9日、第3回定例会本会議において、福祉文教委員会に付託を受けました各議案について、15日に福祉文教委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果についてご報告を申し上げます。

議案第52号 平成27年度三宅町一般会計第7回補正予算案について、歳入では、分担金及び負担金において、老人福祉負担金で養護老人ホーム入所措置負担金が40万9,000円増額補正されています。

国庫支出金は、社会福祉負担金で障害児支援負担金262万4,000円が増額補正されています。

県支出金は、県負担金の社会福祉負担金で障害児支援負担金131万2,000円が増額補正されています。県補助金の民生補助金として、心身障害者医療費県費補助金（過年度分）、老人医療費県費補助金（過年度分）、乳幼児医療費県費補助金（過年度分）を合わせまして39万5,000円の増額、教育補助金として、学校教育地産地消促進事業補助金9万9,000円が増額補正されています。

雑入では、「花いっぱい推進事業」として5万円が増額補正されています。

次に、歳出では、民生費中の社会福祉総務費で社会福祉協議会への補助金、障害福祉サービスに係る扶助費、障害者自立支援事業に係る過年度精算に伴う返還金等を合わせ305万1,000円の増額補正となっております。

老人福祉費では、養護老人ホームへの入所措置に伴う扶助費231万1,000円の増額補正、後期高齢者医療費では、前年度市町村負担金精算のため93万9,000円の増額補正、臨時福祉給付金給付事業では、前年度事業実績報告に伴う国庫補助金の返還金368万6,000円の増額補正となっています。

児童福祉費の母子福祉費では、ひとり親家庭等医療費助成事業の補助金返還金25万円の増額補正となっています。

次に、衛生費、保健衛生費では、あざさ苑浴場修繕料36万3,000円及び母子保健事業に未熟児養育医療費国庫負担金の返還金12万6,000円が、それぞれ増額補正となっております。

次に、教育費の小学校費では学校給食地産地消促進事業に係る補助金9万9,000円の増額補正、中学校費では県立青翔中学校へ進学した児童の就学援助金に係る扶助費6万9,000円の増額補正、社会教育費では伴堂公民館分館のシロアリ駆除のための運営補助金14万8,000円の増額補正を行っています。

次に、審査の経緯については、歳入歳出で、社会福祉費における負担金について、遺族会に対する負担金補正時期等について、教育費における地産地消についての質疑を行い、賛成全員で原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第53号 平成27年度三宅町国民健康保険特別会計第1回補正予算案について、歳入は、基金繰入金で前年度繰越金の額の確定により国保基金繰入金1,437万3,000円の減額補正がされ、繰越金では前年度繰越金の額の確定により4,669万円の増額補正がされ、歳出では、保険給付費で骨髓液輸送のための移送費負担金7,000円の増額、諸支出金では前年度医療給付等国庫負担金並びに退職者医療給付に係る返還金1,541万9,000円の増額、予備費に

については、補正予算の財源調整のため1,689万1,000円の増額補正であり、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第54号 平成27年度三宅町後期高齢者医療特別会計第1回補正予算案については、歳入は、前年度繰越金確定による14万6,000円の増額。歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金では、前年度保険料の広域連合への負担金14万6,000円の増額補正であり、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第55号 平成27年度三宅町介護保険特別会計第2回補正予算案については、歳入で、過年度分介護給付費国庫負担金10万9,000円、過年度分地域支援事業交付金介護給付費交付金1,000円、延滞金1,000円と前年度繰越金130万6,000円の確定による増額がなされています。歳出は、国庫支出金等返還金142万9,000円の増額であります。

予備費においては、予算額の調整で1万2,000円の減額補正されており、原案どおり全員賛成で承認いたしました。

議案第56号 三宅町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）の施行に伴う改正であり、個人番号の「通知カード」及び「個人番号カード」の紛失や破損による再交付の場合、実費相当額を徴収するため手数料に関する規定を追加し、住民基本台帳カードの交付終了に伴い、その規定を削除するための内容であり、交付手続等についての質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第58号 三宅町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、介護保険法第132条の規定による普通徴収に係る保険料の延滞金の徴収にあたり、その利率及び端数計算等の取り扱いを地方税法に準じた規定とするための制定であり、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第59号 三宅町立三宅幼児園給食運営委員会設置条例の制定については、三宅幼児園における給食調理等業務をより効果的、効率的に実施するとともに、給食の安全性の確保及び食教育の充実を図るなど、将来にわたる給食のあり方を検討するための制定であり、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認しました。

議案第60号 三宅町立三宅幼児園通園バス運行業務検討委員会設置条例の制定については、三宅幼児園における通園バスの効果的な運用及び利便性の向上について、保護者の意見を集約するなど、将来にわたるバスの送迎のあり方を検討するための制定であり、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第61号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、「三宅町立三宅幼稚園給食運営委員会」、「三宅町立三宅幼稚園バス運行業務検討委員会」に係る委員報酬を定めるために改正であり、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

続いて、承認第10号（専決処分事項報告）平成27年度三宅町一般会計第4回補正予算については、上但馬団地老人憩いの家においてエアコンが故障し、修理が不可能となり更新を行うため、増額補正予算を行う必要が生じたが、特に緊急を要し議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法179条第1項の規定により専決処分をされており、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

承認第11号（専決処分事項報告）平成27年度三宅町一般会計第5回補正予算については、保健福祉施設（あざさ苑）の浴場の空調設備修繕を行うため、増額補正予算を行う必要が生じたが、特に緊急を要し議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法179条第1項の規定により専決処分をされており、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

以上が、福祉文教委員会に付託を受けました議案の審議経過であり、慎重に審査を行い、各々原案のとおり承認いたしましたことをご報告申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（植村ケイ子君） ご苦労さまでした。

ただいま、各委員長の報告が終わりましたので、これより委員長報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

池田議員。

○9番（池田年夫君） ただいま決算審査特別委員会、総務建設委員会、福祉文教委員会の各委員長からそれぞれ報告がありました。

認定第1号 平成26年度三宅町一般会計決算についてから議案第64号 三宅町認定道路までの認定議案6議案、平成27年度一般会計補正予算議案等4議案、手数料条例改正条例など9議案等について反対議案3件、賛成議案19件の討論を行います。

まず、反対討論の議案であります。平成26年度三宅町一般会計決算を見ますと、10回の補正を行い、最終予算は34億……

○議長（植村ケイ子君） 池田議員、ちょっとすみません。途中でありますけれども、反対討論だけにしてもらえますか。今、賛成もおっしゃいましたよね。

○9番（池田年夫君） どうして。

○議長（植村ケイ子君） 討論は反対討論があって、賛成討論があるという形やと思うんですけれども。

○9番（池田年夫君） せやから、全体の中に反対も賛成もあるわけでしょう。それを言わなかったら、どれどれを反対する、どれどれは賛成するということがわかりませんやんか。せやから……。

○議長（植村ケイ子君） 賛成というのはわかるから、反対のみだけ言うてもらったらわかります。

○9番（池田年夫君） いや、どういうことで賛成なのかということ、わかりませんやんか。賛成でも。そうでしょう。反対はどういうことで反対なのか、賛成はどういうことで賛成なのか、言わなかったらわか……

○議長（植村ケイ子君） 賛成はこの間、全部で通ってますやろ。反対討論だけにしてください。

○9番（池田年夫君） それでは続けます。

再度、途中から始めます。平成26年度の三宅町の一般会計決算を見ますと、10回の補正を行い、最終予算は34億1,364万1,000円、予算に対して決算額は、歳入で33億8,800万4,049円、歳出31億8,566万2,070円となり、差し引き2億239万1,979円が余ったことになります。

平成26年度は4月に消費税率を今までの5%から8%に税率が引き上げられ、12月には総選挙が行われた中での予算の執行となりました。

このような中で、人件施策関係について旧態依然とした予算執行であります。特別措置法がなくなり8年が経過しました。これらの施策は、一般施策として移行させるべきであります。性質別では、歳出を見ますと、人件費で昨年度より6,380万2,000円の増、公債費で296万5,000円の減、普通建設費で9,611万6,000円の減、物件費で1,587万4,000円の増、全体で昨年度より8,991万8,000円の歳出減となっています。

指標で見ますと、財政健全化法に係る健全化判断比率報告では、実質公債費率については平成26年度2.9%、将来負担比率も31.8%、経常収支比率は昨年度の93.2%から90.6%へと改善されていますが、人件費が増大していく中、住民生活の要求である中学校を卒業するまでの医療費の無料化は据え置かれたままになっています。

今、住民が求めているのは、長引くデフレ政策の中、消費税率の引き上げ、年金額の削減、派遣社員や非正規社員の増加によって、住民の生活は一層厳しいものになっています。今こそ、住民の生活と生命を守ることが求められます。

よって、平成26年度一般会計決算認定については反対であります。

次に、認定第2号 国民健康保険特別会計、認定第4号 介護保険特別会計決算認定について述べます。

国民健康保険特別会計の現年度滞納は昨年度より296万円減少したものの、介護保険で393万円、後期高齢者医療の滞納も普通徴収で7万8,000円が増加しています。国民健康保険加入者の所得階層の世帯を見えますと、82.4%が200万円以下であります。このことは、長引く不況の中で所得が減少し、生活に回すのがやっとという状態になってきているのではないのでしょうか。

介護保険のサービス料が、8月1日から1割から2割に引き上げられました。本町でも、介護保険認定者の1割弱が2割に引き上げられることになります。地方自治体として、医療費の高騰と介護保険サービス料率が引き上げられ、受診の見送りや介護保険サービス料の負担増でサービス低下にならないように施策を行うべきではありませんか。

医療費が高額になっている病名別に調査し対策を講じると同時に、医薬品についてもジェネリックを使用する医療機関が多くなっていますが、さらに多くするよう求めることが必要であります。

長引く不況、デフレ不況、非正規や派遣社員が増加する中、国保税が高くなり、支払いが困難な家庭が増える一方、医療費の窓口負担がふえ、重くならないと医者にかかれないう状態になってきています。

まず、国の国庫負担比率を元に戻すよう国に要望すべきであります。地方自治体として、健康予防に力を入れ、医療費の低下に努めるべきであります。

今後、国民健康保険税は、広域化によって県標準で16万6,495円の引き上げが予定されています。国保の基金を使って高騰を抑制すると言っていますが、引き上げになるのは明らかであります。よって、2特別会計認定については反対であります。

以上が、反対議案3議案について反対といたします。

○議長（植村ケイ子君） ほかにありませんか。

森田議員。

○1番（森田浩司君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、2つの議案について討

論いたします。

まず、認定第1号 平成26年度一般会計決算認定についてですが、地方自治法第233条第5項に、普通地方公共団体の長は決算を議会の認定に付するにあたっては、当該決算に係わる会計年度の主要な施策の成果を説明する書類を提出しなければならないと規定されています。その規定により提出された資料には、事業の明細欄には工事名は記載されていたものの、主要な施策の成果は記載されておらず、成果報告の体をなしていませんでした。

決算の認定審査にあたっては、平成26年度の主要な事業の成果と課題の検証を通して、次の予算に反映させていくことが大切であることから、その点を中心に質疑を行いました。

全体を通して事業を評価すること、PDCAサイクルが不十分であると感じざるを得ませんでした。とりわけ、児童福祉費で幼稚園の保育環境の充実の一つである保育士の不足などについて質疑させていただきました。答弁から……

○議長（植村ケイ子君） 森田議員、ごめんね、手止めて。全般的に反対ということですか。

○1番（森田浩司君） 反対、ちゃんと言います。全部聞いといてもらえたら。

答弁から、土曜日や日曜日の行事も多いこと、平日においても残業を減らすため、お昼寝の時間に日誌を書く時間をつくるなど、先生方の努力、工夫は見られるものの、残業をしなければならない実態や、少なからず保育士が退職される実態があることもわかりました。退職されるには、一人一人それぞれの理由がありますが、職場環境に問題はなかったのか、職員間の人間関係はどうなっていたのかなど、そういった点についても把握し、保育士が退職することなく、力を合わせて保育活動に専念していただくための園運営が管理職には求められていると思います。

答弁からは、一生懸命やっているが、辞めていくのはしょうがないとしか感じられませんでした。組織体制からも、幼稚園は保育や教育の現場であるにもかかわらず、保育行政も抱え込んで運営されていることが問題であると考えます。子ども未来課や教育委員会などと連携を図りながら、保育や教育に専念できる環境整備に努めていただきたいと考えます。

また、石見駅の整備についてですが、踏切部は歩車道の分離もなく、通学路として非常に危険な状況にあるため、石見駅前の整備で真っ先に取り組まなければならない課題だと考えます。そのため、町長自ら、踏切の拡幅について近鉄とどのような交渉を行っているのかを質疑したところ、私は直接この事業については、踏切を拡幅してくれという交渉には仕事として行っていませんけど、この間もお話をさせていただいたように、いろいろな要望活動の中できっちりとそれは常務とかそういう方とお会いした時に会っています。それは担当職員

がする仕事ですので、なぜ今の計画段階で、私がわざわざ時間をとって行かなければならないのですかという答弁がありました。

踏切の拡幅は簡単な課題ではありません。町長を筆頭に職員が一丸となって、また議会や町民も協力しながら、オール三宅で近鉄とも交渉していく重要な課題であると考えます。安全で安心な町づくりのために、町のトップとして、町長自らが近鉄に何回も赴き、町民の願いを届ける必要があると思います。この答弁も含めた町長の答弁からは、少しでも三宅町をよくしていきたいという意欲すら感じることはできませんでした。

よって、認定第1号 平成26年度一般会計決算認定については、認定することに反対いたします。

続いて、議案第60号 三宅町立三宅幼児園通園バス運行業務検討委員会設置条例の制定についてであります。このような趣旨の委員会を設置したいから、委員報酬を予算計上するというように、予算を伴う条例制定と予算の計上は一体のものであり、同時に議案として提出し、審査することが通常であると考えます。

しかし、幼児園通園バス運行業務検討委員会に関する予算は平成27年3月議会に、委員会設置条例の制定については同年9月議会において審査しています。

議案第59号 三宅町立三宅幼児園給食運営委員会設置条例の制定についても同様です。理事者の答弁では、議員がおっしゃったようにPTAとともにやっていく方がいいのかということもありましたが、長期的なことも考えましたので、条例を制定するかどうかについても思案していたところで、今回ぎりぎりになってしまったのが現状ですと発言されております。

つまり、とりあえず平成27年度一般会計の当初予算に委員報酬を計上しておこう。そして、設置するか、しないかについては、平成27年度中に考えようということが理事者側からの答弁から明らかであります。

また、平成24年度、委員会を設置して、幼稚通園バスの運行について検討してきたと理事者の答弁がありました。その経過がありながら、委員会を設置するか否かについての結論が出されていないということは、24年度の委員会の評価がなされていないと考えられます。

理事者の低落ぶりから本案については反対したいところではありますが、今後の通園バスのあり方を早急に検討していく必要があることから、理事者におかれましては、（１）改めて24年度の委員会の議論を総括し、これからの委員会の議論に生かしていただくこと、（２）今後の幼児園通園バス運行のあり方について、委員任せにすることなく、町と庁内の関係課による協議を積極的に進めていただくこと、（３）今後、事業計画を立てた上で、予算計上

に努めていただくことをお願いとして、賛成といたします。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 森田議員、少し質問していいですか。

26年度の一般会計決算のところでは、委員会のところで賛成ではなかったんですか。

○1番（森田浩司君） 委員会はそうですけれども、全体を通した中で反対、反対のところも手を挙げさせてもらっていたんで。ここだけ反対というわけにはいかないんで、ここもいろんな部分も総括した上で、意見を述べた上で反対したところについては、反対ということで反対させていただきます。

○議長（植村ケイ子君） はい、了解。

ほかにありませんか。

討論なしと認めます。討論を終わります。

お諮りします。

認定第1号 平成26年度三宅町一般会計決算認定についてを採決します。

採決は起立で行います。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（植村ケイ子君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

認定第2号 平成26年度三宅町国民健康保険特別会計決算認定についてより認定第4号 平成26年度三宅町介護保険特別会計決算認定についてまでの3件を採決します。

採決は起立で行います。

本3件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（植村ケイ子君） 起立全員と認めます。

よって、本3件は可決することに決定しました。

お諮りします。

認定第5号 平成26年度三宅町公共下水道事業特別会計決算認定についてより認定第6号 平成26年度三宅町水道事業会計決算認定についてまでの2件を採決します。

採決は起立で行います。

本2件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立全員と認めます。

よって、本2件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第52号 平成27年度三宅町一般会計第7回補正予算についてを採決します。

本件は、各委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立全員。

本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第53号 平成27年度三宅町国民健康保険特別会計第1回補正予算についてより議案第55号 平成27年度三宅町介護保険特別会計第2回補正予算についてまでの3件を採決します。

本3件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立全員と認めます。

よって、本3件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第56号 三宅町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第57号 三宅町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第58号 三宅町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第59号 三宅町立三宅幼稚園給食運営委員会設置条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第60号 三宅町立三宅幼稚園通園バス運行业務検討委員会設置条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第61号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第62号 国保中央病院組合規約の一部を変更する規約の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第63号 三宅町公共施設等整備基金条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第64号 三宅町道路線の認定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

承認第10号 (専決処分事項報告) 平成27年度三宅町一般会計第4回補正予算についてより承認第12号 (専決処分事項報告) 平成27年度三宅町一般会計第6回補正予算についてまでの3件を採決します。

本3件は、各委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

◎追加議案の上程

○議長(植村ケイ子君) お諮りします。

本日の議事日程に追加議案を上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(植村ケイ子君) 異議なしと認めます。

よって、議案を追加することに決定しました。

(議案配付)

○議長(植村ケイ子君) 配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(植村ケイ子君) 皆さん、お手元に持っていていただけますか。

◎議案第65号、議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(植村ケイ子君) 追加日程第1、議案第65号 平成27年度三宅町一般会計第9回補正予算についてより追加日程第2、議案第66号 平成27年度三宅町公共下水道事業特別会計第1回補正予算についてまでの2件を一括上程したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(植村ケイ子君) 異議なしと認め、一括上程いたします。議案の朗読を省略し、志野町長より提案理由の説明を求めます。

志野町長。

○町長(志野孝光君) 本日、追加議案として提出いたしました追加日程第1、議案第65号 平成27年度三宅町一般会計第9回補正予算について説明をいたします。

3ページをご覧ください。

歳入から説明をいたします。款14県支出金、項2県補助金、目2民生補助金では、高齢者地域福祉推進事業補助金として、老人クラブ連合会活動に対し助成される県補助金については、当初予算において前年度実績をもとに計上しておりましたが、本年度の事業実施計画を提出したところ、交付決定通知が8月末にあったため、老人福祉補助金4万円の増額を行う補正予算を計上いたしました。

4ページをご覧ください。

歳出の説明をいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目2老人福祉費において、さきの歳入で説明いたしました老人クラブ連合会活動における補助金を交付するため、負担金及び交付金6万1,000円の増額補正を行っております。

款8土木費、項3都市計画費、目4下水道費では、後の議案第66号と関連いたしますが、公共下水道事業特別会計における財源確保のため、一般会計からの繰出金として160万円の増額補正を行っております。

款14予備費、項1予備費、目1予備費では、補正予算における財源調整のため、162万1,000円の減額補正を行っております。

このことにより、今回の補正額は、歳入歳出においてそれぞれ4万円を増額し、予算総額を41億1,896万5,000円と定める補正予算の提出を行ったものであります。

続きまして、追加日程第2、議案第66号 平成27年度三宅町公共下水道事業特別会計第2回補正予算について説明をいたします。

3ページ上段をご覧ください。

歳入から説明いたします。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金では、この後に説明をいたします歳出の財源確保のため、一般会計からの繰入金160万円の増額補正を行っております。

次に、歳出の説明を行います。

3ページ下段をご覧ください。

公共下水道事業における消費税及び地方消費税の申告納付期限は9月末日となっておりますが、その計算過程において、公共下水道売上金は経常経費の歳出及び補助対象外の整備費用に充当し、残金を公債費の利子分に充当するのが通例であり、この充当において補助対象外の整備費用は非課税となっております。平成26年度は補助対象外の整備費用が減少したことから、ほぼ全額を公債費の利子分に充当する計算となったため、税務署に確定申告の相談を行ったところ、大幅に申告納税額を増額しなければならないことが判明いたしました。

このことから、款1公共下水道事業費、項2公共下水道費、目1一般管理費において、消費税及び地方消費税の納付金となる公課費160万円の増額補正を行ったものであります。

このことにより、今回の補正額は歳入歳出において、それぞれ160万円を増額し、予算総額を3億3,560万円と定める補正予算の提出を行ったものであります。

以上が、本日追加でご提案を申し上げました議案2件でございます。

何卒慎重審議を賜り、ご可決いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（植村ケイ子君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 質疑なしと認めます。質疑は終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 討論なしと認めます。討論は終わります。

お諮りします。

追加日程第1、議案第65号 平成27年度三宅町一般会計第9回補正予算についてより追加日程第2、議案第66号 平成27年度三宅町公共下水道事業特別会計第1回補正予算についてまでの2件についてを採決します。

採決は起立で行います。

本2件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

◎承認第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(植村ケイ子君) 追加日程第3、承認第13号 (専決処分事項報告) 平成27年度三宅町一般会計第8回補正予算についての議案を上程し、町長より提案理由の説明を求めます。

志野町長。

○町長(志野孝光君) 追加日程第3、承認第13号 (専決処分事項報告) 平成27年度三宅町一般会計第8回補正予算について説明を行います。

2ページをご覧ください。

本件につきましては、特に緊急を要する案件でありましたので、去る9月11日の決算審査特別委員会の場において急遽ご説明を申し上げ、議員皆様の内諾をいただいたところでございますが、消防器具庫備品であるホース管鎗及びスタンドパイプが盗難に遭い、一刻も早く購入を行う必要が生じたため、款9消防費、項1消防費、目4消防施設費の備品購入費において37万円の増額を行う専決処分を行いました。

この財源調整において、款14予備費、項1予備費、目1予備費で37万円の減額を行っております。

このことにより、今回の補正額は歳出において既定の予算の範囲で行っており、予算総額そのものの変動はございません。

以上が、本日追加でご提案申し上げました承認1件でございます。

何とぞ慎重審議を賜り、ご承認いただきますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長(植村ケイ子君) ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑は

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(植村ケイ子君) 質疑なしと認めます。質疑は終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(植村ケイ子君) 討論なしと認めます。討論は終わります。

お諮りします。

追加日程第3、承認第13号(専決処分事項報告)平成27年度三宅町一般会計第8回補正予算についてを採決します。

採決は起立で行います。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

◎閉会中の継続審査について

○議長(植村ケイ子君) お諮りします。

閉会中の継続審査について、当面する諸問題につきまして、各委員会で議会閉会中においても引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第109条第6項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査いたしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(植村ケイ子君) 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中の各委員会で継続して調査並びに審査いたしたいと思いを。

◎町長挨拶

○議長(植村ケイ子君) 以上で、本定例会に提出されました案件は全て議了しました。

閉会に当たり、志野町長より挨拶を受けることにします。

志野町長。

○町長(志野孝光君) 三宅町議会第3回定例会の閉会に当たりご挨拶を申し上げます。

平成26年度一般会計決算を初めとする決算認定6件、平成27年度一般会計補正予算を初めとする補正予算6件、条例の一部改正4件、条例の制定3件、規約の変更1件、三宅町道路線の認定1件、補正予算の専決処分事項報告4件、人事の同意1件の計26件を慎重審議いただき、各議案全て原案どおり認定、可決、承認、同意をいただきましたことにつきまして、厚くお礼を申し上げます。

今回可決いただきました議案中、平成27年度一般会計第7回補正予算に係る歳入でご説明申し上げましたとおり、「恋人の聖地事業・次なる展開」が平成27年度活力あふれる市町村応援補助金の事業採択を受けました。補助金の交付決定を受け、恋人の聖地モニュメント及びサテライトにつきましては、年内の完成を目指しているところであり、来年2月のバレンタインデーにあわせ、催しも予定しております。今後も恋人の聖地を初めとする観光・交流促進事業においては、これらを一過性に終わらせることなく、継続性を持った展開をしてまいります。

また、三宅町プレミアム商品券、子育て支援プレミアム商品券の購入申し込みは、昨日までの応募はがき受け付け件数は910件に達し、それぞれの申し込み総数では3,216冊、299冊となっており、11月からの利用開始に向けて準備を行っているところでございまして、町内や地域での消費刺激による商工業の活性化、子育て世代への支援に大きな成果を期待しております。

一方、ふるさと納税も好調であり、寄附額に応じ希望の記念品の贈呈を開始したところ、本町の地場産業製品であります硬式グラブに人気が集まっております。ふるさと納税を通じて、全国の方々が三宅町を知り、本町を応援していただいたものでありますので、寄附の目的に沿った事業の財源として大切に使用させていただきます。今後も、全国に三宅町を知っていただき、寄附をいただくきっかけとするためにも、記念品の選択肢を広げていくよう検討をしてまいります。

さらには、昨日9月17日に奈良県庁において、荒井知事と私が奈良県と三宅町において、持続的発展や活性化を企図した町づくりに資することを目的に、まちづくりに関する包括協定を締結いたしました。今後、相互に情報や意見の交換に努め、石見駅周辺地区を初め、三宅インターチェンジ周辺工業ゾーンなどの町づくりを協働により進めてまいります。

最後になりましたが、地方人口ビジョンの策定、三宅町の今後5年間の目標や施策について計画する地方版総合戦略の策定も本格的に動き出します。議員皆様方には人口減少の克服、地方創生の実現に向け、より一層のご協力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会の挨拶

撓といたします。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（植村ケイ子君） これをもちまして、平成27年9月三宅町議会第3回定例会を閉会いたします。

ご協力いただきまして、ありがとうございました。お疲れさまです。

（午前11時31分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員